

47



0019660-000

527-471

經濟叢書

清水書店

第3編

昭和5

ADB

527
474

編三第書叢濟經

學政財

士博學法


一鏤場馬

著



5

44





法學博士 馬場 鑣 一 著

經濟叢書
第三編

財 政 學

東京

會社 清水書店發行



527-47

序

先年予が内閣統計局の依頼に應じて同局の開催する統計講習會に於て財政學の概論を數時間講演したことがある。其の時の速記を清水書店の經濟叢書の一部として發刊したいとの要求に接した。數時間の講義であつて固より不完全なものではあるが、平易通俗に説いたものであるから或は一般の人に財政學の何たるかを窺ふには却て恰好かも知れぬと考へた。専門に研究する人の爲に發行するものでないとのことに信賴して請はるる儘に敢て不承知をいはなかつた。偶、荆妻が重患に罹り病床に呻吟する此頃印刷原稿を持て來て加筆を求められたが、病妻の看護に没

頭させられて筆を採る暇もなく又其氣分にもなれない。清水書店に對しては兎も角もとして讀者に對しては甚だ相すまぬとは考へたが、已むなく當時の速記を殆どその儘印刷することにした。右の事情であるから、他日の改訂を御約束して讀者の諒恕を希ふ次第である。

病妻の枕頭に於て

馬場 鏝 一 識す

大正十三年晩秋

改版に就て

第五十八回帝國議會召集の數日前、清水書店主葉多野氏來訪せられ、同書店より發刊して居る經濟叢書第三編即ち予が去る大正十三年開催の内閣統計講習會に於て講述したる財政學を改版するに付き之が改訂を加へられむことを乞はれた。時恰も議會開會に際し且銀行の用務も多忙であり固より十分なる加筆は不可能であるけれども、同書出版後税制等の改正も行はれて居るのに何時までも原版其儘にして置くことは讀者を誤まる虞があり誠に相濟まない次第であると考へ、忙中閑あるのではないが多少の改訂を施して改版することにしたのである。勿論十分に研討推敲し

改版に就て

改版に就て

二

たのではない、又其暇もないのである、唯税法等の改廢に伴ふて當然の改訂を加へたに過ぎない、從て更に大に改訂増補することは之を他日に譲つたことを讀者に於て篤と諒とせられたし。

昭和五年晚春

日本勸業銀行に於て

馬場 鉄 一 識す

財政學 目次

第一編 總論

第一章 財政の意義……………

國家又は地方公共團體の經濟と云ふ意義の内容——勞力及物件の取得及使用——勞力及物件を用うる場合の對價——國家が人の勤勞を無償で用うる
例外——國家の收入及支出——國家各般の施設は國民の福利の爲にす——
國家の施設は一々國民各自の同意を得て爲すものではない——國家各般の施設は其價值を評價することを得ない——國家の財政と私人經濟との主要なる差異——國家の收入手段と私人經濟の收入手段とは異なる

第二章 財政の特質……………

國家の財政は支出先づ定まりて收入後ちに定まる——國家と一私人とは其生存の目的に於て異なる——私人には生命に限あるも國家には之なし——

目次

一

國家の經濟と私人の經濟との調和

第二章 財政學……………三二

財政學の定義——財政學の編別——經費論——收入論——公債論——財務論

第二編 經費論

第一章 經費の意義……………二五

國家財政に於ける經費の地位——經費の性質及其内容

第二章 經費の原則……………三一

政治學の見地よりする經費の條件——積極的條件と消極的條件——一、立憲豫算經濟主義の恪守——立憲政治に於ける豫算經濟——二、節約主義の實行——三、國民所得と國家經費との關係に留意すること

第三章 經費の分類……………四七

第一節 經常費と臨時費……………四七

經常費の性質——臨時費の性質——經費を經常費臨時費に區別するの實用

——經常費は經常收入に依り臨時費は臨時收入に依つて支辨せらるるを原則とする——其例外

第二節 人件費と物件費……………五一

人件費と物件費とを區別するの必要の一——物件費と物價との關係——人件費と賃銀及物價との關係——人件費と物件費とを區別するの必要の二——豫算は其款項の流用を許さない

第三節 國外費と國內費……………五五

國外費は國內費より少きを要する

第四節 國政費と財務費……………五七

國政費は多くとも財務費は少きを要する

第三編 收入論

第一章 總論……………五九

收入の意義——經常收入と臨時收入——經濟上、財政上に基く收入と然ら

ざる収入——共同經濟的収入と特殊經濟的又は差別經濟的収入

第二章 租税……………六六

第一節 租税の觀念……………六六

租税の意義——租税の素因に關する學說及其沿革——租税贈與說——租税掠奪說——租税代價說——租税犠牲說——國家共同說又は共同福利說——租税犠牲說の誤謬——何を公平の標準と爲すか

第二節 租税原則……………七五

財政上の原則——單一税制度と複税制度——國民經濟上の原則——社會上の原則——租税の公平分擔——累進税率と比例税率——財務行政上の原則——租税の歸著

第三節 租税に關する術話……………八六

一、税源 二、課税物件 三、課税標準 四、納税者

第四節 租税各論……………八八

第一款 所得税……………八八

綜合所得税——源泉課税——勤勞所得——法人の所得

第二款 財産税及収益税……………九四

財産税、収益税は所得税の補完としての職分を有す——地租——地租の沿革——營業収益税——地租、營業収益税の委讓——財産税に於ける財産の調査及財産の評価——財産税に對する批難——地租に對する批難——奢侈税——財産税賦課の法則

第三款 交通税……………一二三

相續税——相續税賦課の可否——印紙税——登録税——取引税——土地増價税

第四款 消費税……………一二九

消費税は支出經濟よりする課税である——酒税及煙草税——鹽專賣——織物消費税——酒精含有飲料税——酒精を含まざる飲料に對する税——關税

第三章 手数料……………一三〇

手数料の觀念——手数料と官業收入との差異

第四章 特別賦金及分擔金.....一三四

特別賦金は租税とも手数料とも異なる——地方分擔金の性質

第五章 官有財産收入.....一三六

土地——森林——有價證券

第六章 官業收入.....一四二

專賣官業——工業官業——交通官業

第四編 公債論

第一章 總論.....一四七

國家財政上收支の不適合を生ずる原因——歳出入豫算の安全率——國庫剩餘金の生ずる理由——過大の剩餘金を生ずるは不合理なり——剩餘金の支出——剩餘金の合法的支出——惡税の廢止及税率の輕減又は國債の償還——金庫不足即ち一時の現金不足——大藏省證券の發行——真正不足——經常不足——行政財政整理に依る經費の節約——積極的手段に依る經常收入

の増加——臨時的不足——前年度の剩餘金——官有財産の賣却——非常準備金——公債

第二章 公債の意義.....一六七

公債は收入に非ずして國の債務である——國の債務は總て公債に非ず

第三章 公債と私債.....一六九

強制履行の差異——信用基礎の差異

第四章 公債と他の財源との利害比較.....一七一

非常準備金——公債と租税——公債は如何なる資本を吸收するか——外資——遊資

第五章 公債の種類.....一八三

流動公債と確定公債——一、償還期限を標準とする區別——有期公債——隨時償還公債——無期公債——永遠公債——二、支拂の方法に依る區別——年金公債又は割増附公債——終身年金公債——長期年金公債——三、起債の方法に依る區別——強制公債——愛國公債——米國に於ける自由公債

第六章 公債整理……………一八九

公債償還——償還の問題は期限前の公債又は永遠公債に就てのみ起る——
償還の方法——抽籤償還と買入償還——自由償還の制度と強制償還の制度
——減債基金繰入——自由償還及強制償還制度の得失——公債の借替——
借替の意義——借替の方法及其要件——我國に於ける公債借替の實例——
公債の形式的整理

第七章 起債……………二二〇

公債の發行に依り政府の手に資金の入らない場合がある——起債の條件——
——利子歩合——發行價格と利子歩合——公債の民衆化——公債利子支拂期
——起債方法——直接發行と間接發行——公債募入方法——少額無減少の
方法——高額無減少及少額無減少——募集地域

第五編 財務論

第一章 總論……………二二九

財務論の意義——會計年度の區分——年度の始期及終期

第二章 豫算……………二三四

豫算の性質——豫算議定權の範圍——豫算と法令との關係——豫算の效力
——豫算不成立——豫算超過及豫算外支出

第三章 國庫金取扱制度……………二三三

金庫制度の意義——委託金庫の方法——預金制度——金庫制度の弊害——
預金制度の特色

第四章 決算……………二四一

歳計の監督——會計検査院と議會

目次(終)

財政學

法學博士 馬場 鏌 一 著

第一編 總論

第一章 財政の意義

財政學は如何なることを研究する學問なりや、其對象として何が研究されるのであるか、換言すれば其研究の目的内容は何であるかを諒解するに

國家地方の公義の共同體の經濟的意義の云ふ内



第一編 總論 第一章 財政の意義

相 政 學

は先づ財政の如何なるものであるかを知らねばならぬ。之を簡単に言へば、財政とは國家又は府縣、市町村と云ふが如き地方公共團體の經濟生活を謂ふのであると解すれば宜しい。普通に國の經濟或は地方公共團體の經濟と云つて居るものが即ち財政である。然らば其國の經濟、地方團體の經濟と云ふ意味は如何なる内容を有つて居るかと云ふに、それは國或は地方團體の暮向きとでも云ふべきものである。故に或は之に公共經理 (Öffentliche Haushaltung) と云ふやうな言葉を使つて居る。又勿論學問上の用語ではないが、財政といふ文字を個人經濟にも當嵌めて使つて居る場合もある。個人經濟といふ場合に屢々個人の財政といふ言葉が使はれる。例へば、近頃君の財政はどうか、己れの財政はいつも逼迫して居るといふやうなことは、即ち吾々の暮向きといふ意味である。

勞力及物
件之取得
及使用

然らば、此公共經理、國家公共團體の暮向きといふことは何を意味して居るか、之は學問的に解剖して見なければ其眞の意義を捉へることは能きな

い。一體國家が國家として生存發達して行くには、言ふ迄もなく國防即ち軍備がなければならぬ、或は裁判の制度を施き、或は警察の機關を設けなければならぬ。如何なる國家に在つても國防、裁判、警察は、其之を備へる程度にこそ差はあれ苟も國家が獨立の生存をして行くには此等の機關を或程度まで備へなければ、國家の地位を内外に維持することが能きない。而も現代の國家は、唯裁判、警察、國防と云ふに止まらず、勿論他に諸般の制度を建て、施設をしなければならぬ、又各般の行政を行はなければ其國民の福利を増進することが能きない。即ち内務、商工、農林、遞信、文部といふやうな各省の行政が必要になつて來るのである。

而して此等各般の國家施設を行ふに就て何が必要であるかと云ふに、先づ人の勤勞、或は土地、家屋其他諸種の物件を需要することは言ふ迄もない。此等の土地、家屋、人の勤勞、諸般の物件を、現代社會の經濟組織の下に於て國家は如何にせば之を取得し、又如何にせば之を利用することが能きるか。

勞力及物
件を用ふ
る場合の
對價

現代の社會に於ては一私人の財産權即ち私所有權を認めて居る。されば各人は自己の財産を所有し之を使用、收益、處分するの自由を有つて居るのである。又一面に於て各人は職業の自由、契約の自由、即ち所謂競争の自由をも有つて居る。茲に於てか人々は、自己の經濟生活を維持して行く爲に各々努力して金錢又は物品を稼ぎ出し、物々交換なり又は最も多くの場合は金錢を以て其所要する物を買ひ整へ、相互に各自の暮らしを立てて行きつつあるのである。此社會組織の下に於て、國家が土地、家屋、物件等を取得失之を使用し、竝に人の勤勞を取り用ゐて行くに就ては如何にせば之を爲し得るか。言ふ迄もなく國家は此等の物件竝に勤勞を無償で使用する譯には行かぬ。即ち政府が土地を要し、家屋、物件を要する場合に、勝手に其土地又は家屋の所有者、或は物件の所有者より沒收して利用することは能きないのである。若し之を爲せば個人經濟が破壊せらるることになるから、之に對しては相當の對價を支拂はねばならぬ。勿論公益の爲には個人の

所有權を制限し、更に進んで政府が強制して所有權を取上げることもあるが、斯の如き場合と雖も、勿論土地、家屋其他の物件に對する相當の代價を與へて居るのである。

國家が人
の勤勞を
無償で用
ふる例外

斯の如く、國家は個人の所有物件又は勤勞を對價なしに徵發し使用する事が能きないのが原則であるが、勤勞に對して一二の除外がある。即ち兵役の義務の如きは一身を捧げて國家に盡す特殊の勞務であつて、他人をして之に代らしむべきものでなく、又金錢を以て其勞務を評價することも能きないものである。惟ふに、完全なる軍備の下には必ず強制兵役が必要なる制度であつて、而も兵役なるものは國家が代價なしに利用して居る勞務の一である。又報酬を拂はずして働く名譽職なるものもあるが、之は地方團體の場合には其例極めて多きも、國の場合には甚だ稀である。斯かる例外を除いては國家は常に對價を拂つて勞務を使用し、土地、家屋、物件を取得し使用して行くのである。

されば、國が其等の國家施設を爲すに就て要する所の勞力、物件を取得し之を使用するには、現今の經濟組織に於ては資金が必要である。然らば其資金を如何にして得て來るか。詳言すれば、金を拂ふと云ふ支出の方面は既に明かである、即ち國家も吾々の私人經濟と同様に支出經濟を行ふ必要のあることは明かであるが、其支出經濟を爲すに就て所謂收入がなければならぬ、此收入は如何にして之を得るのであるか。之も亦私人の經濟の場合と相似たものが頗る多いのである。吾々個人は言ふ迄もなく收入を得んが爲に勞務を提供する、或は自己の財産を利用し又は他人に利用せしめて地代、家賃、利息、配當等を受取つて自己の收入とするのである。國家も斯かる手段に依つて收入を得て居る場合も尠くない、例へば政府が煙草や鹽の專賣を爲し之に依つて收入を挙げ、或は郵便、電信、製鐵事業等の民間に於ても爲し得るやうな仕事をして、之に依つて國家が收入を得るといふことも尠くない。或は山林を有つて居て材木を賣つて收入を挙げ、又は土地を

貸して地代を收むることもある。乍併、斯の如き所謂商工業を營むとか、或は運輸交通の業を營むとか云ふだけで國家の收入を舉げて居るならば、國家と私人との間の經濟に大した相違はない、即ち個人經濟を論ずる以外に特に國家經濟を研究することは餘り價值のない問題であるが、國家には斯ういふ仕事に依つて十分なる收入を挙げ得ない理由がある。又現に此等に據つて多大の收入を舉げては居らないのである。

前に述べたやうに、現代社會組織の下に在つては原則として私人の所有權を認め、且法律の制限内に於ては如何なる營利的事業を營んでも差支ないことになつて居るのである。而も國家は此等私人の利害と衝突せざるやうに、否寧ろ大體に於て私人の經濟の助長に努めて居るので、私人の經濟に強て干渉することを避けて居る。而して國家の行ふ施設、例へば國防、裁判、警察、其他各種の行政に就て其爲す所は、國民の生存發達の爲に、或は福利増進の爲に必要であり有益であるには相違ないが、國家の行ふ個々の事業

國家の施設は一般國民の福利に爲す

國家の施設は各々國民の自益を得る爲に爲す

國家各般
の施設は
其の價值を
評價するに
得ないこと
を得

に就て見れば一々國民各自の同意を得て行ふのではない。實際に於ても國民各自の意見の合致を求めるといふことは到底能きないのである。而して其爲す所の仕事、即ち國家の爲す施設、各般の事業は其價值を全體としても亦個々のものとしても、幾何であるかを評價することの能きないものが多いのである。例へば海軍に於て艦船を整備するに、經費が幾何かかるといふことは勿論算出することが能きるけれども、其艦船の整備に付ては必ずしも國民各自の賛成同意を得て居るのでもなく、又此艦船が整備した場合に於て果して如何程の利益があるかを評價することも能きない。又或裁判所を設けるに幾らかかるといふ經費は分るが、裁判所を設けてある爲に各人の權利が保護され伸張して行けるといふことの價值は之を評價することが能きない。凡そ物の交換といふ現象、即ち金錢で物を買ふ、或は物と物と取換へて互に有無相通するといふことは、兩者の評價に付ての意思の合致と、互に之を得やう與へやうといふ意思の合致がなければ能きな

いのである。例へば演劇や相撲を見るといふことも、觀劇の價值は幾らである、相撲を見る價值が幾らであると抽象的には言へないけれども、相當の見物料を拂つて相撲を見、演劇を見るといふのは、自己の欲望の満足に對して之だけの見物料を拂ふ値打があるといふ評價が能きるからである。乍併、國家の爲す施設、即ち國防、裁判、警察及其他各般の行政を行ふに就ては、其ものの價值判斷、言ひ換れば評價といふことは到底能きない。殊に此等各般の制度は、國家の發達の爲にも亦國民福利の増進の爲にも必ず爲さなければならぬ施設であつて、而も多大の資金を要することである。

斯の如く、國家の爲す所の仕事は人民各自の同意を得られず、又評價も能きないといふことであれば、茲に普通の場合に有り得ざる方法がなくては其收入を擧げ得ないことになる。即ち茲に交換といふ考へを排斥し、此手段に依らずして特段の考へを以て國の費用を支辨し得るだけの収入手段がなければならぬ。

國家の私人
の財政と
經濟と
主たる
差異なる

されば、一方に於ては、國は經費を要するから、如何にしてか其財源を得る途がなければならぬ。普通物々の交換、或は賣買、或は諸般の請負事業等を國家が行つただけでは、單純な交換の手段に依るのであるから國の費用を支辨するに足りない。例へば、鐵道收入を得やうとしても乗る者がなければ得られない、鐵道賃を高くしても多く乗る者がなければ收入は擧がらない。郵便、電信でもさうである、郵便、電信は無くしてはならぬ機關には相違ないが、其料金を高めて多く收入を得やうとすれば、假令國家が獨占事業として居つても、人民は郵便、電信の利用の度數を減ずることになる。煙草や鹽の如きも、一時に値段を昂めれば反對に其收入が減るのである。従て國家は此等の賣買、運送、通信等の事業だけでは其要する費用を支辨することができない、殊に國防、裁判、警察の施設の如きものに在つては、交換手段に依つては收入を擧ぐるの途がない。そこで交換の手段に依らずして收入を擧ぐる方法を講ぜなければならぬ、之が國家財政の私人經濟と異なる、謂はば

特色ともなるのである。而して其主なるものは即ち租税であらねばならぬ。

國家の收入手段と私人經濟の收入手段とは異なる

斯の如く、租税其他租税類似の公の賦課が國家の必要なる經費を支辨する所の主たる財源となるべきものであつて、此普通私人の場合と異なる收入手段を備へて居るといふことが、國家の財政の一特色である。

國家は交換の手段に依り、或は之に依らざる收入手段を備へて收入を得、而して一面に於て其得たる收入を國家の經費として必要な費途に向けて行く。此點に於て國家は吾々と同様に一面に收入經濟があり他面に支出經濟があるから、國家も私人と同じやうな暮しを立てて行くものであるといふことは明瞭である。此收入を得て之を使つて行くといふ國の經濟生活を捉へて普通に國家の財政と言つて居るのである。

第二章 財政の特質

財政の意義を更に明瞭ならしむるが爲には、私人經濟と國家及地方公共團體の經濟との間に如何なる相違があるかを述べる必要がある。

前述したやうに國家として生存し、獨立の生活をして行く爲には國防、裁判、警察の如き施設は是非とも之を備へて置かなければならぬ。而して此等を備へる爲の費用は、交換の手段に依らないで他に之を得る途があらねばならぬ。茲に於てか國家の財政が私人の經濟と異なる一つの問題を發見するであらう。即ち國の財政に於ては支出の方が先づ定まつて然る後に収入が定まるのである。即ち出づるを計つて入るを制すとも云ふべきか、先づ支出を決定して然る後に収入を定めるのである。此點は私人の經濟と寧ろ反對であつて、一私人の場合には支出を制限して居るから、入るを

國家の財政は支出を先づ定まつて然る後に収入を定ま

計つて出づるを制すると言つて居る。蓋し、吾々は自己の欲望を無制限に満足せしむることは能きない、其欲望は自己の有する財産、収入に由つて常に制限を受けて居る、欲望は無限大であつても懐勘定に因る制限は免かれない。懷に制限を受けるといふ譯は、自分で働くなりになりして金を得、之で始めて自分の要る物を買ふ、之が吾々社會の經濟組織であつて、交換經濟といふものが吾々を支配して居るのである。故に成るべく多くの欲望を満たさうとするならば先づ餘分に金を持たなければならぬ。茲に於て、金が多ければ欲望を満す範圍も亦廣くなるから、金を得やうとし之を溜めやうとし更に進んでは自分及家族の生存して居る中だけでなく、子孫の爲にも財産を造つて、自己の愛する者の爲に之を保存したいといふ考へを有つ。若し相續の制度が認められなかつたならば、人間は到底十分に活動しないであらう。之は國家の産業の爲にも宜しくないから是非とも相續制度を認めなければならぬといふ風に觀念せられる。現今は金を溜める制

度が整つて居て、幾ら溜めても宜しいことになつてゐる。斯く私人經濟に於ては收入を得て欲望を満すといふことになつて居るが、國家の經濟は理論上に於てさうでない。前述したやうに國家としては特別の收入手段を採らなければならぬ、從て先づ國民の爲に必要であり有益である仕事を定めて置いて、之に對し幾らの經費がかかる、其經費を償ふ爲に之だけの收入を得るといふことが、國の暮し即ち國家の財政となつて現はれるのである。

乍併、之に對し近來異論を唱ふる者がある。それは國家財政の實際を見ると、今茲に論ずる所とは大分相違して居るといふ疑念が起る。何となれば今日に於ける實際の狀況は、各省が種々の仕事をしたといつて大藏省に經費を請求しても、大藏省では財源がないからと云つて常に之を排斥して居る。即ち各省新規の事業に付ての概算要求は大半査定減額されるのが、毎年の例である。又議會でも政府の與黨たると反對黨たるとを問はず、毎年各種の建議案や請願を無數に出す、其建議案なり請願なりは殆ど一と

して金のかからぬものはないから、之を一々採用したならば幾億、幾十億の金か要る、乍併、衆議院では大部分之を可決して居る。政府は常に紋切形を言つて、建議の趣旨或は請願の趣旨に異存はないが、今日の財政では何とも致方がないと云つて斷つて居る。若し支出を先づ定めて收入が後に定まるものならば、金がないからと云つて斷はる理由もなかるべく、各省要求の豫算を査定の際に排斥する必要もないではないかと、斯う言はれると成程現在の實際の狀態に於ては其通りである。乍併、茲に理論と實際とは區別しなければならぬ。實際に於て國家が財政逼迫の爲、或は財源の缺乏、財源の不十分なるが爲に各省の經費の要求を排斥して居る譯は、現今國民の負擔が甚だ重くなつて居るからである。支出を定めて然る後に收入が定まるとはいふが、其支出を爲すには實際に國の收入が無くてはならぬ。收入あつての後の支出である。故に國民の負擔がどれだけ行はれて居るか、負擔が果して輕いか、國民に租稅其他の公課の負擔に堪へる十分の餘裕が

あるか否やを考へずして、何でも必要である、有益であると單に國であるといふだけの理由で支出を定めることはできない。乍併、一旦國家の生存上、國民福利の増進の爲に行はねばならぬと決定したならば、先年屢々實行した如く、所得税や酒税を増徴し其他必要なる収入手段を講ずるのである。即ち支出を定めて置いて収入を決するのである。

吾々私人經濟であると、収入は多々益々多きを望んで居つて、特に何の爲めの収入といふことを吾々は自覺することを必要としないのである。大抵多數の人は唯金を得やうが爲に汲々として働いて居る、其何の爲に金を儲けたいのかと聞いた所で満足な答辯を與へる者は恐らく少からうと思ふ。斯の如く個人は唯々収入を得るといふだけの欲望で努力して居るが、國家が収入を計るのは斯かる無考へのものではない。大藏大臣が税法を作るのは必要な經費の定つて居る場合である、然るに各省の要求がないのに税法を作り又は改正し、何千萬圓の収入を計畫し之を適當に使つたらどうか

國家と私人との
生存の目的は
異なるに於て

と各省大臣にすすめるやうなことをする大藏大臣のある譯はない。されば、國家の財政は私人經濟のやうに入るを計つて出づるを制するのではないと理論的に斷じて敢て差支がない。

更に又、吾々の私人經濟は交換の手段に依らねばならない以上は、収入を得んが爲には必ず勞務を提供するか財産を利用するかでなければならぬ。然るに、國家は特殊の収入手段を有つて居るといふ點に於て相違する。又吾々私人と國家とは所謂生存の目的が異つて居る、國家生存の目的は國民の福利を増進し、國民の文化生活を完うせしむるといふことに在る。従て此目的を阻碍する財政政策若くは財政の主義方針は之を許すべきでないといふことが即ち私人經濟生活と違ふ點である。吾々は衣食住に關する欲望を満し然る後に自己の精神的の欲望を満す、之が私人生存の目的である、従て私人經濟の經營の主義方針は此根本の目的に向つて行はれるのである。

私人には
生命に限
りあるも
之國家に
はなし

同時に又、國家と個人の間には、一は生命に限りがあり、一は其生命に限りなきものとせられて居る。故に其經濟の上に各種の差異が生じて來るのである。其最も著しい例を擧ぐれば、國の借金の中には永遠公債或は無期公債と稱して、全く借金を返済する期限の契約なきものがある。即ち其償還を政府の自由意思に任せたもので、之は固より財政の信用の鞏固な國でなければできない。一體、公債即ち政府に金を貸すといふことは、安全に利息を受取るのが其目的であるが、利息の入る方から言へば、私人よりも信用のある國家位安全なものはない。恰も株券を持つのは配當があるからで、若し配當がなければ之を持つ者がなく如くに、公債を持つことも亦確實な利息を得るにある。政府が斯の如き永遠公債を發行し得る場合は、畢竟國の借金が無暗に嵩んで公債の整理をやらないやうな國では誰も應ずる者はないが、確實なる財政状態にあつて、法律上の義務は無いにしても公債の整理を常に怠らない、例へば其年度の公債の現在高一分とか二分とかは必

ず之を償還するといふ安全な財政状態、信用の鞏固な國家財政の下であれば、毎年の利息を目的にして永遠公債の發行に應ずる者もあるのである。一私人の場合はさうでない、生命には限りがある、然るに何時返すか分らぬといふのでは貸す者はなく又法律上さういふものは認めやうもない。然るに國家は永遠の生命を有つて居るといふことから斯様の借金が出來得ることになるのである。

次に又、國家の場合に於ては財政の方針に關し、經費の使ひ方に付て餘ほど遠き將來のことを考へなければならぬ。勿論一個人に付ても昔から遠き慮なければ近き憂ひありと言はれて居り、目前の勘定ばかりをしては完全な經濟の方針を立て能はぬが、併し五十年七十年の先々を考へて例へば家を造るには必ず鐵筋コンクリート或は石造にすべしといふ程のこともない。程度に於ての差ではあるが、生命に限りある個人の經營と國家財政の經營との間には、自から此生命問題から考へて異つた方針を立てるとい

國家の經濟と私人の經濟との調和

ふことが有り得るやうに思ふ。
乍併、國家の財政に於ては私人生存の目的と國家生存の目的との相違から言つて常に斯ういふことが考へられねばならぬ。即ち國家は財政の政策、方針等に就て、國家生存の目的を排斥し若くは之に支障を來たすやうなことを避けねばならないが他面、國家は私人と生存の目的を異にするが故に、私人經濟と國家經濟との間の調和を考慮しなければならぬ。私人の經濟は今日の社會に於ても國家の經濟と密接な關係を有つて居り、國民經濟の發達は國家財政の上に反射して來る、反射するといふよりは寧ろ國民經濟の繁榮若くは衰頹は直接に國家財政の上に影響するのである。租税に就ても郵便、電信、鐵道に在つても、社會の不景氣は直ちに其國家收入に影響を及ぼすのである。故に國家の財政政策を行ふ上に於て常に私人經濟の發達、國民經濟の消息を眼中に置かなければ、國家自身も亦財政の繁榮を期することが能きないのである。

第三章 財政學

財政學の定義

財政は國家の生存竝に發達の爲に要する費用を支辨する爲に、收入を取得して之を管理し又之を使用して行く國の活動をいふのである。財政學は此國家の活動、國家の生活に就ての理論竝に其理論に基く應用を研究せんとする學問である。

財政學の編別

經費論
收入論

財政の理論を研究するに就ての順序は、私人ならば收入が先きに立つのであるが國家は支出、經費が定まつて後に收入が定まるのであるから、國の經費のことに就て先づ第一に之を述べ、其經費の財源たる收入のことを第二に述べべき順序である。然るに國の收入が常に支出に伴つて居ると云はれない。之は私人の經濟に於ても亦國の經濟に於ても然りであつて、收支のバランスが取れない場合が起り勝である。是れ殆ど何れの國、何れの

時代に於ても生ずるものと言つてよろしい。然らば収入支出の相償はざるときには如何にすべきか、之に對する手段は種々あるが、其主なるものは借金である。吾々個人經濟でもさうであつて、其有つて居る財産を賣ることあらうが、賣拂ふ財産がなければ借金するより致方がないと同様に、國に於ても官有財産の賣拂も時には之を行ふて且収入の適合を得る場合もないではないが、通常借金の手段に出るのである。此借金即ち公債といふ問題は、戦争などの場合には極めて重要なものである。彼の歐洲戦争に於て英吉利と獨逸、佛蘭西とでは戦費の支辨の仕方が多少違つては居つたが、英吉利ですら大部分は公債に依つたものである。此公債といふ問題は一方に於ては戦争の場合の主なる収入手段であるが、他方に於ては平時に於ける諸般の經費例へば鐵道、築港等の經費は大體公債で賄つて行くのであるから、此公債は今日の財政問題として且又國民の經濟問題、金融問題として密接な關係を有するものである。故に公債のことを第三に述べるこ

公債論

財務論

とにする。以上で先づ國の實質上の財政といふ問題が終るのであるが、此實質上の財政は形式的に如何に秩序立てられるか、詳言すれば、國が収入を爲し支出を爲し或は借金をする、此實質的財政は如何に形式的に順序を立てて行はれるかの問題が起る。即ち収入は法律、勅令等の法規に依つて定めるのであるが、支出は豫算といふ問題が之を決定して居る。換言すれば、豫算が先づ國家の公經濟經理の形式の第一著になるのである。此豫算に基いて金を支出し、法律、勅令に基いて金を收入するが、然らば誰が如何なる順序に基いて収入を爲し支拂をするかといふ問題が次に起る。即ち經理の手續方法、並に經理の結末を一括して普通之を會計と言つて居るのであつて、此豫算會計といふ問題が最後に財務論として必要になる。以上を以て始めて財政學の全般に互る概論となるのである。

第二編 經費論

第一章 經費の意義

國家財政
に於ける
經費の地
位

經費は國家が生存して行く爲の需要とでも云ふべきものである。此經費に就て財政學の交渉關係するところは如何なる點であるか。元來、經費なるものは必要であるかどうか、國家は斯の如き經費を支出することが必要であるかどうか、或は國民の利益であり又は有益であるかどうか。斯う云ふ問題は財政學の研究範圍に屬せざるものが多い。勿論全部屬せぬと云ふのではないが、例へば、海軍の艦船を整備するに當つては數億、數十億の金が要る、此經費が果して必要かどうか、或は又師團を軍團に改編する經費が必要かどうか、斯ういふことは財政學の研究目的の中には屬して居ら

ぬ。財政學上決定せなければならぬとしても極めやうがない。若し之をしも財政學上の研究對象としたならば、大藏大臣が各省大臣の實質的要求を査定することになる。例へば、海軍省に於て日本の國防上或噸數の艦船が必要であると云つても、それは八六艦隊でよろしい又は八四艦隊で澤山だと云ふやうなことを、結局大藏大臣が論議するやうになつて来る。或は米穀法であるとか輸出補償法のやうなことは主として農業政策又は商業政策に於て決せらるべき問題であつて、大藏大臣は此處まで立入る必要がない。されば、必要であるとか有益であるとか云ふことは他の學問や政策で考へらるべき問題であつて、此點は即ち經費の問題から取除かれて了ふのである。然らば其残つたどういふ點が財政學として論じて行けるか、財政學では此如何なる點を研究すれば可なるやの問題が起る。例へば八四艦隊の要否、米穀法又は輸出補償法の要否は大藏大臣が關與する所でないとしても、それが決せられた以上、其財源を調べるのは大藏大臣の職務であ

つて、之に適當なる財源を提供しなければならぬから、其點に於て財政學は其經費を其まゝに看過することができない、即ち其經費の内容並に性質、若くは其經費の緩急、或は支出された經費の効果といふやうなことは當然財政學に於て研究せらるべきである。

經費の性質及其内容

經費の中には、唯單純に各年度だけのものではなく、極めて短時期の間に多大の額を支出しなければならぬものもあり、或は細く長く出すものもある。又細く長く出して差支ないものもあり、反對に之では經費支出の結果の擧がらぬものもある。又經費の中には一時的のものもあり、之に反して一度支出すると年々續いて出さなければならぬ性質のものもある。又經費の中には之を出せば政府の収益の擧がつて来るやうなものもあり、又少しも其収入の擧がらなければかりでなく、年々修繕費、維持費等を要するものもある。或は直接に國家の収益とならざるも、間接には政府の収入となるものもある。例へば北海道の道路を開くといふやうなことは主とし

て現在の交通に利便する爲ではなく、道路開鑿の結果として北海道の所謂土地の開拓が行はれ、産業が発達し、廳て之に基いて租税其他の収益が多額に上つて來ると云ふことになる。斯の如く、經費には其入用の緩急、種類、或は一時に多額を要するとか、長期に年々少額を要するとか、一時限りのものとか、或は數年繼續するものであるとか、又當初には多大の費用を要するが年々之に依つて相當収益を擧げて行けるものであるとか、或は収益を全く豫期しないとか、或は間接収入と云ふやうな種々の種類があるから、之に依つて自から収入を講ずる手段が違はなければならぬ。例へば、電話の擴張に就て見るに、其經營に依つて裕に元利を償却し得ると云ふものならば、之は借金で行ふことも適當と認められる。乍併、軍艦の製造、陸軍の擴張等になると、間接には國威を發揚することにならうが、尠くとも國家財政の上では何の利益はないと言はねばならぬ。嘗に収入が無いのみならず、年々其經常費がかかり、而も國民中働き盛りの青年を二年間兵役に服せしむるも

のであるから、國民の勞働能率の上から言つても慶すべきではないが、併し之も國家の獨立自存の爲には致方がないのである。されば、斯ういふ經費を借金などで支辨して居つては到底續くものではない、此等は借金の方法に據らず、租税の財源でやらなければならぬといふことになる。即ち、國防費の増加は國民が直接に負擔する租税増徴に依る外、其途がないといふことになるのである。それから築港の如きは、經費を使ふ性質から言つても細く長く行つたのでは不可であつて、例へば神戸の築港を二十年かかつてやつたとすると、出來上つた時分には寄港する船は大き過ぎて入ることができないといふことになる。又二十年もかかつて細く長く築港をするならば、租税で支辨しても宜いかも知れないが、それでは租税を拂つて居つた當代の人民は、其港を利用することができないで、全く費用を負擔しない後世の子孫のみが築港の利益を受けるといふことになる。故に築港の如きは、借金で大仕掛けに速く仕遂げ、而して港の利用を早める。又其港に就て

の借金は後世子孫が其港に依つて利益を受けらるのであるから、之を分擔させても宜いといふ結論になる。

要するに、經費に就て當初より之は必要である、之は有益であると云ふことの決定は財政學で論ずる問題でなく、且財政學の研究すべき對象でもない。學者に依つては此等經費の問題に關し其内容に立入る議論をする者もあるが、之は甚だ誤つて居る。固より軍事費、土木費、教育費等は如何に財政上に影響して來るものであるか、國民の負擔の中で教育費はどういふ割合に、又軍事費はどういふ割合になつて居るかといふやうな、經費に對する一般の政策として研究することは財政學の研究範圍であるけれども、其仕事に就ての利害得失の決定は全く財政學の研究事項とは思はれない。然らば國家は如何なる根據の下に經費の原則を定め之を支出して行つたならば宜いかといふ問題が起るのである。

第二章 經費の原則

政治學的
見地より
の條件
積極的
的條件
的條件

經費の原則に關し、一般の定則として述べて居る所は、經費を支出するに付ては國民一般の爲に必要又は有益であるといふ條件が必要である。のみならず第一には一人の爲すべからざる事業で而も國民一般の爲に必要又は有益であるといふことでなければならぬ。即ち消極的條件として私人の事業に屬せざる事業といふことが必要である。第二には私人の事業に屬せずといふのではないが、國家社會の公益の見地から私人に委すことができない、而も之を爲すことは國民全般の爲に必要或は又有益であること、第三には私人の爲すを欲せざる事業であつて、而も其事業は國民の爲に必要又は有益であるといふやうな仕事である場合、始めて經費を投すべきであると述べて居る。經費の政治學的觀察よりすれば、大體に於て此説

は誤つて居らない。如何となれば、實際今日の經費を解剖して見ると國防、裁判、警察等は一人の仕事に屬せしめ得ない問題であつて、國家が直接に權力を行使する所の仕事であり、私人の爲すべからざる且私人の事業に屬せざる事柄である、而して一般國民の爲に必要であること言を俟たない。故に國防、裁判、警察の經費の支出せらるるのは當然である。次に公益の見地から私人に委して置けないといふもの例へば鐵道、郵便、電信、貨幣の製造等の事業は、公益上國家が之を行ふを以て適當であるといふ意味に於て、國家の事業に屬する此等の經費を投ずることは正當でありとせらるるは、政治學上至當であらうと思ふ。それから私人の爲すを欲せざる事業例へば避病院、癩療養所、肺結核診療所等の經營は、儲かるならばやるといふ主義では一般國民の爲に甚だ迷惑であるから、斯の如きことは儲からない主義で行はねばならぬ。其意味に於て國民の幸福の爲に國家事業として是認せられることになる。唯茲に不思議な例として述べると、八幡製鐵所の如き

は此中の何れに屬するか、私人の爲すを欲せざる事業であつたか、頗る疑問である。此製鐵所創設の當初は、日本では製鐵事業は到底成立すまいといふのが一般の考察であつた、乍併、軍事上から見れば鐵工業が起らなければ軍器の獨立が能きない、又製鐵事業は一國工業の基礎とでも云ふべきもので是非とも起さねばならない故にどうしても民間で製鐵事業が行はれないとなれば政府自ら之を爲さねばならぬ。斯くして出來たのが即ち八幡製鐵所である。日露戰爭終了後、政府が製鐵所を持て餘して之を民間實業家に拂下けんとしたとき、實業家等は異口同音に、政府でさへ維持できないものを民間で能きる筈はないといつて斷つたものである。然るに大正五年頃に至つて製鐵所が盛んに儲かるやうになると、民間で拂下の運動を起したが、政府は、前に斷はられた例を擧げて其申出を斥け其儘國立官營となつて居る。要するに、私人に屬せなしか私人に委せられない、又は私人が爲すを欲しないといふ消極的の條件に加へて、積極的には國民一般に必要有益

である事業に對して國家が經費を投ずるといふのが即ち經費の原則となるのである。乍併、之は唯、政治學の見地からする經費の原則であつて、政治學に於ける經費の原則と見るべきものは他に存在するのである。今左に之を擧ぐれば

一 立憲豫算經濟主義の恪守

國家の經費の範圍を定め及其金額を節約的に定めるには、議會の財政監督をして十分ならしめなければならぬといふことに歸著するのである。蓋し、立憲政治の國に於ける議會なるものは、國に依つて其權限に多少の相違はあるが、議會の重要な職分は法律を議決することと豫算を議定することに在る。世間では往々議會が法律を議決することの權限を非常に重く見て、豫算の議定といふことに對しては然らざる嫌がある。乍併、見方に依つては豫算議定權なるものは極めて重要な事柄に屬する。即ち政府と議會との間に在つては一は提出者であり他は議定者で

一、立憲
豫算、
經濟
主義
の
格
守

ある。法律は政府其議案を提出し或は議會が之を提案する、而して我國では法律案は貴衆兩院を通過しても、天皇の御裁可がなければ法律として成立しないのである。乍併、豫算は其提出權は専ら政府に屬して居るが、議定の權は専ら議會に屬する。而して貴衆兩院を通過したならば、それで豫算は成立するのであつて、天皇の御裁可は豫算の成立に關係はない。現在、豫算は天皇の御裁可を経て公布して居るが、之は唯、豫算なるものを以て各官廳を拘束するが爲に即ち一種の命令の形を具へるが爲に裁可公布せられるのであつて、豫算は法律が天皇の御裁可に依つて成立すると同様の意味で成立するのではない。而も其豫算なるものは、形は如何にも或事項に就ての金額の計數を上ほせたものに過ぎないのであるが、豫算の實質から考へると、政府が次年度に於て國家の爲すべき施設、國家の行爲の範圍、内容を全部表明して居るものであり、同時に之に對する國民の負擔を示して居るものである。換言すれば、斯く々々の金額の

立憲政治
に於ける
豫算經濟

國民負擔に於て、政府が是れ々々の國家行爲を爲すべきを提示するものである。即ち政府が國家行爲の供給者となり、議會は人民を代表して國家行爲の需要者の地位に立つのである。故に政府の側から言へば、これだけの仕事を次年度以後に於て爲すにこれだけの國民負擔を要求する、恰も物の賣手の立場にあり、議會は人民を代表して國家行爲の供給を受ける需要者となつて物の買手の立場に在ると言つてよい。賣手としての政府は其爲す仕事を提供して、國務に比べては如何にも國民の負擔は廉いものである、甚だ軽いものであるといふことを説明すべき地位に在る。人民の代表機關たる議會は品物の買手となつて、果してそれだけの價值ある仕事であるか、其負擔するだけの價值ある行爲であるかを十分に審査研究しなければならぬ立場に在る。凡そ、買手と賣手とが同等の地位、即ち經濟上優劣なき立場に在つて茲に樽俎折衝を重ねたならば、所謂正準價格(ノルマル・プライス)といふものが出来るのである。換言す

れば、其品物の生産費に對して或程度の利益を見た所の値段に定まる、之を經濟學では正準價格と云つて居る。此道理と同じやうな立場に在るものと見てよいのであるから、豫算に對する議會の討議に於ても、果して政府は國民の負擔を以てする國家行爲の供給者として適當なりや、國民はそれだけの負擔をして果して其行爲を要求する立場にあるかどうか、諸般の方面から討議審究すべきである。政府は豫算に就て十分なる準備を整へ、最も合理的の算出方法に依り極めて節約的に經費を算定し、之を以て最少限度なりと見る所の國民負擔を要求しなければならぬ。それ故に、若し政府が極めて誠實であり、議會も亦極めて公平に且極めて慎重に豫算を議定するならば、恰も賣手と買手が經濟上優劣なき立場に於て樽俎折衝するが如くに、最も正當に國家行爲の範圍を定め、之に投すべき經濟の金額を最も節約的に定めることが能きるといふことに歸著する。理論の上に於て立憲政治に於ける豫算經濟といふものは、さうなく

てはならぬのである。此意味に於て豫算は極めて重大なる問題であるといはなければならぬ。

乍併、實際は必ずしも理論と伴はない。多くの場合、議會に於ける多數の議員中、眞に豫算を繕いて其新しい事業なり又は従來行へる事業に就て適當なる費額を計上してあるかどうか、又爲さんとする國家行爲が果して國民の負擔に對して適當なるものであるかどうか、又節約的に出來て居るかどうかといふことを審査するだけの努力を拂つて居るかは、頗る疑問である。或は徒らに政治的議論を試みるのみであつて、眞に國務の進捗の上から憂慮した議論を爲す者は尠いとも考へられる。斯の如く、一國の歳出がどれだけあつて、國民はどれだけ租税の負擔をして居るかといふことの全然眼中にない者が多いから、往々豫算を天引的に値切るといふ傾きがある。それは必ず懸値があるだらうといふことを前提として之を値切るので、從て値切らるるに極つて居るから豫算を出す方

でも亦懸値をするといふ弊もある。今日の如く、何處の國家も財政の逼迫して居る時代にはさういふことも尠いが、往々にして、どうせ値切らるるものならば少し懸値をしろといふが如く、雙方誠實を缺いて居て徒らに値段の談判に時間を費すやうな議會が随分ある。日本の議會などでは豫算の返上論といふものが屢々起る。豫算を作り直すといふ意味で返上をする。若し豫算にして不備であるならば、豫算の修正權ある議會であるから、其議定權を實行して不都合の點を相當修正すればよいのであるが、其修正權を抛棄して、修正しやうがないから全部作り直せと言ふ、どの點が悪いから書き直して來いといふのならば分つて居るが、全部作り直せといふのは、修正權を有する議會の行動としては決して妥當であると言はれない。然らば一方に於て政府は果して國民の負擔を眞に考へて出して居るかと言ふに、是れ亦疑はしい場合もある。此點から言ふと政府も多少其責任を分たねばならない。要するに、此立憲豫算經濟主

義に於ては、政府は誠實なる豫算を提出し、議會は眞面目に之を審査討究して、眞に節約的に、至當なる國家の行爲を限つて其費額を議定するといふことにならなければ、國家の經費は正當且節約には定まらぬのである。

二 節約主義の實行

節約主義は經濟の根本主義であつて、敢て國家經濟のみの問題ではないのである。所謂經濟の根本主義なるものを國家の經費に當嵌めることに依つて節約主義の實行といふことになるのである。勿論節約といふ言葉を唯經費の金額が少額であればよいといふことに誤解してはならぬ。所謂國家百年の計といふが如くに、將來の事も考慮しなければならぬから、今よりして相當多額な經費をも使つて置かねばならぬこともある。されば節約は唯一の財政主義にあらずといふ論者もあつて、其意味は唯經費の全體の金額が少なければそれが節約なりといふのは誤解であるといふことである。又一私人の利益であつて、國民全般の爲に

二、節約主義の實行

利益にならないやうな經費は節約主義に對しては違反である。又同じ程度の必要な經費は其必要に應じた額を投じなければならぬ。又緩急を誤まつた經費を使ふことは節約主義に背くことになる。節約主義の適用は極めて廣いのであつて、此節約主義に違背すると見る場合には、國家の經費としては不當なる支出と言つてよい。例へば、或場合に國家の使つた經費が單純な一私人の利益にのみ止まるといふことであれば、之は節約主義に背くと謂へる。又例へば、單に一個の私立會社を補助する場合に、形の上では如何にも一私人を補助するが如く見えることもあるが、併し之は其會社の事業が國民全般の爲に利益であり、其會社を補助することは國家の産業上に大なる關係があるといふことであれば、之は補助して差支ないものである。日本では製鐵事業を保護して居る、従て製鐵會社に對し補助金を與へる場合がある。之は形の上から見ると、其私立會社の爲に經費を使つて居るやうに見えるのであるが、將來を豫察

したとき、眞に製鐵事業が日本に盛んになることの必要があつて、而して政府の補助に依り會社が成立つて行き、其結果、會社はいつか補助金を得ずとも立派に製鐵が能きるといふやうな場合には、之を補助することは、經費節約主義に背かぬと思ふ。若し然らずして、單獨なる株式會社に補助しても到底製鐵事業は成功し得ざるべしといふ場合には、經費の節約主義に背くのである。何となれば、それは單に株主の利益を保護するに止まるからである。恰も保護關稅を設定する場合、即ち外國から入つて來る品物に高い關稅を課するが、其趣旨は其品物の内地製造業を保護するに在つて、之を産業保護と稱して居る。此場合保護關稅を課せられて居る結果として、必ずや其品物の價格を高くすることになる。消費者一般から言へば、高い品物を買はねばならないから、大多數は迷惑である。併しそれにも拘らず、保護關稅を課する所以は、或年限間、關稅保護に依つて其産業を成立たしめたならば、遂には外國品に劣らぬ物品が低廉に出

來上り、そして外國品と競争して、安く一般消費者に供給し得るといふ望みがある。されば、當分の間保護關稅を認むるのである。之に反して、若し其事業が國の重要な産業でもなく、而も唯其事業を營んで居る會社や個人の保護の爲に保護關稅を課するといふことであつたならば、それは大なる誤りである。保護關稅主義は現今何れの國に於ても産業政策として之を採つて居る。されど茲に注意すべきは、或場合には保護すべからざる産業を保護して一般國民に迷惑をかけるといふことが生じ來る虞があり、又或場合には其事業を營んで居る者の運動に依り、或は政黨の私利に依つて、保護關稅を設くる如き不都合な結果を來たすことである。

三 國民所得と經費との關係に對して常に十分なる注意を拂ふこと

經費は或意味に於て國民全體としての所謂生産費に當るものである。換言すれば、國民の所得の一部を政府に提供して國家共同生活を營んで

三、國民所得と經費との關係に留意すること

居る譯である。故に國家の經費が膨脹して行くに就ては、必ず國民の所得が増加されて行かなければ、國家の經費の膨脹と云ふことは其意義を爲さないのである。現代國家の經費は何れも膨脹する一方である。是れ幾多の原因はあるが、一例を見ても日本の如く人口の増加、而も年々六、七十萬人といふやうに人口が増えれば、國民の共同生活費も殖えるといふことは當然の結果である。加之、唯人口増加と云ふことに依つて國費が増えろといふ以外に、國が今日の如くに列國の間に立ち互に競争して居る時代には、國の爲すべき仕事は年々殖えるばかりであつて、中央政府並に地方團體の爲さんとする仕事は益々多きを加へるのである。殊に今日まで軍事費の増加は大なるものであつて、一般會計に於ては國費の半額を之に投じて居つた。斯の如く、國費の増加は駭々として止まぬ。従て一方に於て國民所得の増加が之に伴はなかつたならば、國民經濟の發達を阻碍すること夥しい。勿論一國の産業は國民所得に其基礎を置

くものであるから、産業の發達に因つて國民所得が増加し、其國民所得の増加は一國の經費の膨脹を來たすといふ原因結果を互に有つて居る。されど、一方から見ると、經費の増加は一國の産業の發達を促す理由にもなるのであつて、之が互に調和して進んで行かなければ、國民は負擔の過重に苦しむに至るのである。殊に戦争をした國家は借金の元利支拂の爲に非常に國費の膨脹を招いて來る。而も戦後其國の産業の恢復を來たさぬ間は、國民は過重なる負擔に苦しまねばならぬ。されば、一國の經費の増加する割合と國民所得の増加する割合とに對しては始終注意して居なければならぬ。國民所得の増加を見ないのに國費の膨脹を來たすは其國の産業の萎靡を招く原因となる。凡そ、財政なるものと國民經濟とは唇齒輔車の關係を有つて居るのであつて、國民經濟が進歩發達しないとき、獨り國家財政のみが榮えることは絶対に無いのである。前にも述べた如く、不景氣で産業が起らないときは直接一國の租稅收入に

於て多大の障碍を受ける、又一國の財政政策宜しきを得ずして、時ならぬ時に高利多額の國債を發行し、金融市場を壓迫するといふことがあれば、其國の金融上に大打撃を與へることとなり、之が爲に産業の勃興を阻止して國民經濟は非常な不利益を蒙る。されば、兩者の關係は頗る密接なものであるといふことを諒解して、常に國家經費と國民所得との關係に留意せねばならぬ。

第三章 經費の分類

第一節 經常費と臨時費

普通、經費の分類として普く了解されて居るものは、經常費、臨時費の區別である。之は大多數の國では豫算の上にも決算の上にも經常部と臨時部とは嚴に區別して居るのである。唯臨時費の中には一時限りの費用と、及憲法に掲げて居る繼續費とがあるが、共に臨時費には相違ない。經常費とは其支出することが豫め何時までと定められて居らない、若くは初めより期限の定なきものと推定せねばならぬやうな經費である、故に毎年繰返して支出を必要とするものである。臨時費は其性質上或期限が來たならば支出を要せぬ性質のものである、故に一年で終るか或は數年若くは數十年續くことがあつても其經費支出の目的が終るべきものをいふのである。

經常費の性質

臨時費の性質

臨時財源に仰ぐといふことは誤りであつて、事實は經常費と異なるものである。我國では、軍艦建造費は臨時費であるが、此等も性質上臨時費であるにしても、國に依つては經常費として居るのである。如何となれば、軍艦の如きは其艦隊が完成した曉には、最も古く出來た艦は老朽となり廢艦になつて其艦隊から除かれる。さうすると其艦の補充をしなければならぬ。又翌年になると其次の古い艦が廢艦になり豫備艦になつて其艦隊から除かれる。同一軍艦を年々繰返して造るといふ意味でないから臨時費と見ても宜しいが、實際に於て經常的財源でなければ行はれないのである。其他の臨時費に就ては必ずしも經常財源に依らず臨時の收入で支辨せられて差支ないのであり又は臨時財源で支辨する方が適當な場合もある。此等の點は餘程困難なる問題であつて、無暗に經常財源で行ふことは却つて考慮すべきである。何となれば、例へば各地の水道、道路事業、耕地整理等に對して補助をするといふやうな場合、之に對し經常財源を振向けてあると

いふことになる。何時まで経ても補助をする、補助しないでもよいものに補助して國の費用を濫用する虞もあり得る。此意味から、固より經常費は經常收入で支辨しなければならぬ。臨時費は或ものは經常の財源で支辨されても、然らざるものは臨時の財源に依らねばならぬ。其性質を見て適當に財源を割當てぬと、場合に依つては却つて國家の費用を濫費する虞があるから、此區別は財政計畫を立て、經費支辨の見込を立てる上に於て重要な意義あるものといふことが能きる。

第二節 人件費と物件費

實用的に經費が區別されて人件費と物件費とせられる。人件費は俸給、恩給、雇員、傭人、職工等の給料、旅費等に關する經費であつて、物件費は修繕費、消耗品、備品等の費用、或は建築費の如き物件に關する費用である。此人件費、物件費を區別するの必要は二つの意味に於て現はれる。

人件費と
物件費と
を區別す
る必要の
一物件費
と物件費
との關係

第一の意味に於て物件費は物價の騰貴又は低落といふことに直接の影響を受ける。従て物が高くなれば物件費の膨脹を來たさざるを得ない。實際に於て國の經費は一般物價に伴はない場合が多い、物件費と雖も或程度までの伸縮のある費目であると、實際の物價騰貴に伴つて膨脹せずして済む場合がないではない。例へば各省の廳費であるが、之は物價に伴つて膨脹したかといふと、然うでない。膨脹しないのではない、させないのである。斯の如く幾分か伸縮のあるものは宜しいが、然らざるものは物價が高くなれば物件費も従て膨脹せざるを得ない。

人件費と
賃銀及物
價との關

人件費に就ても一般の勞働市場の影響を受けるやうな職工等の賃銀に關しては、一般勞働市場の需要供給に支配せられ、賃銀が高まると政府の職工に關する人件費は膨脹するに至るのである。唯、多少民間一般の賃銀の騰貴よりも遅れる傾きがある。是れ政府の工場に従事して居る職工は、常に其収入に多くのむらがなく、且事業に餘り盛衰がない爲に、一般の賃銀が

低下した時に左程廉くもならずして済むといふ點があるから、従て又一般勞働市場ほど劇しい賃銀率の高低を見ないからである。其他の人件費、殊に官吏の俸給、恩給其他旅費等は法律勅令に依り金額が定まつて居るが爲に、物價の騰貴に伴はざること甚しいものがある。勿論物價が三倍四倍になつたといふ點で直ちに俸給が三倍四倍になるといふことは能きまい、何となれば租税の方はそれだけ餘計収入がないからである。物價が三倍になれば國の収入が三倍になるといふことならば、官吏の俸給も亦之に準じて差支はなからうが、物價の昂騰と國の収入とは伴はないから、官吏だけに三倍の俸給を與へるといふ譯には行かぬ。斯の如く常に物價の騰貴と官吏の俸給とは相伴はないが、乍併、絶対に物價の騰貴に伴はないのではない。現に今日各地方團體等は教育費に苦しんで居る。是れ小學校教員の俸給増加といふことが其主なる原因である。實際問題として、非常なる俸給費の増加が、畢竟物價の騰貴に依つて起り、市町村の財政に多大の苦痛を與へ

て居るのである。故に、勿論俸給は物價の騰貴に遅れることはあるが絶対に物價に伴はないといふことはできない。

人件費と物件費とを區別するに於て、豫算は其の款項の流用を許さない

第二の意味に於て人件費と物件費とを區別するの實用は、即ち豫算の上に於て其款項の流用を許さない點から來るのである。(二つの項の中に目とか或は節とかがあるが、其目節の流用は許して居る。即ち、立法科目と言つて居るが、大藏本省と云ふものが款の名前で出て居り、俸給といふものが項になつて居る。而して其俸給の目に勅任俸給、奏任俸給、判任俸給が分れて居る。それから廳費といふものがあつて物件費が其中に掲げてある。されば憲法の趣旨から考へても、會計法の規定から推しても、項と項との費目の流用を許さない、之は許すべからざることに定めて置かなければならぬ。若し人件費と物件費とが同一項中の目であると、彼此流用が能きる。流用することを許したならばどういふ結果になるか、恐らくは人が物を食ふといふことになる。今日の臨時費中には、一年の金額の少ないものに就

ては、同じ項の中に俸給費、事務費(即ち事務費の中には物件費もある)を含んで、一款一項になつて居るものが多い。例へば、各種の委員會の費用は一款一項に出來て居るから、人件費と物件費の區別が立つて居らぬ。大きな豫算になると、人件費と物件費の名前を出してあつて俸給と廳費と分けて居る。従て之は流用を許さない。若し項の中の目であるとしたならば廳費を俸給に廻して了ふ虞が多い。例へば、廳舎に雨が漏る爲に三千圓の修繕費をかけなければならぬが、それは賞與に廻はして了はうといふやうなことは容易に爲し能ふのである。故に、人件費と物件費とは其流用を許さないことに定めてあらねばならぬ。是れ豫算の編成の上から人件費と物件費とを區別する必要ある所以である。

第三節 國外費と國內費

國外費は國內費より要する

此經費は別に豫算上に現はれた區別ではないが、國外費は言ふ迄もなく

國外に於て支拂はるる費用で、正貨で支拂はねばならぬから、其國の國外の費用の多いと云ふことは正貨流出の原因になる。從て爲替相場の上にも影響のある問題である。從て國としては成るべく國外費を出さず、國內費で賄ふやうにすることが望ましいのである。乍併、大使館、公使館等は外國に在り又國の必要な費用であるから國外で拂はれるものも尠くない。此等必要な費用を外にして、一國の需要する物を其國內で成るべく賄ふといふことは、唯經費の問題ばかりでなく一國の産業自立の上から望ましいことである。乍併、我國に於て到底産出が出来ないものであるとか、又は兵器の如く國內で製造しなければ、一旦必要の場合に困るといふやうな物でない以上、唯、徒らに國産奨励といふ旗幟を立てて、高價で而も品質の粗惡なものも國産品なるが故に政府が購入すると云ふことは果して適當であらうか考へものである。

第四節 國政費と財務費

國政費は
多くとも
財務費は
尠き必要
する

國家の目的生活を達する爲の費用は茲に謂ふ國政費であつて、其目的生活を遂行せしむる爲の、即ち收入支出を爲す手段の費用は財務費である。國政費は多くとも財務費は成るべく尠きことを期すべきであるが、財務費の多少は其國財政上の沿革や其他地勢、風俗等の如何に依るものであるから、唯財務費の多少のみを以てしては其國の地位、國力等を判する標準とはならない。

財務費の多少は、其國の收入が租税を主たる財源と爲すか又は官業を主たる財源と爲すかに依つて異なるものであつて、官業を以て主要な財源と爲す國の財務費は前者よりも多い。又兩者に在つても、其徵收方法や經營方法の異なるに從て財務費に相違を來たすものである。且最も著しい影響は其國文化の發達如何、交通の便否如何であつて、例へば文化の遅れたる

地方にも脱税豫防の爲に殊更に徴收費用を増すが如き、或は課税品の生産が遠隔なる地に行はれる場合などは、總じて多くの財務費を要するに至るのである。

第三編 收入論

第一章 總論

收入の意義

收入とは即ち國家の手に入つて來るもので、一時的のものもあり經常的のものもあるが、之を以て國の經費を拂つて行く財源とする所のものである。現今、國の會計は金錢で總てを計算することになつて居るから、國の收入と云へば金錢收入でなければならぬ。國が勞力若くは土地家屋等を取得したのは、之を以て、直ちに國の收入とは見ないのである。此收入を論ずるに就ては、先づ收入を分類して之を述べた方が、其原則を知るに便利であらうと思ふ。

經常收入
と臨時收入

經費が經常費と臨時費に區分されてある如く、國の收入も亦經常收入と

臨時収入とに分けられてある。其經常収入を以て經常費に充て、又或程度臨時費をも賄ふといふ方針で一國の財政計畫を立てねばならぬ。乍併、臨時費の中でも鐵道敷設、築港等の費用は、適當なる臨時収入、即ち借金其他の臨時財源を以て支辨して行かれる關係上、臨時収入もなければならぬ。されば經常費、臨時費の區別と相對して經常収入、臨時収入の二つに分けるとが必要である。少くとも豫算及決算の上に於て、國の財政計畫の確立上此區別は必要である。されど此經常収入、臨時収入の區別に依つたのみでは國家財政上の収入に關する原則を發見するには甚だ不便の點があるから、寧ろ他の分類に依つて述べる方が宜いと思ふ。

如何なる分類に依つたならば、其収入の性質、從て其収入と他の収入との間に原則上の相違があるかといふことを發見するに便利であるかといふに、國家の収入として現在取扱つて居るものは非常に廣汎である。即ち租税あり、官業収入あり、手数料の如きものもあり、或は物品拂下に依る収入が

經濟上、
政治上、
其収入に
然らざる
とる収入

あり、又全く經濟上の政策に基かざる罰金、沒收金、寄附金といふやうな収入もある。且又、之を豫算に掲げず實際収入として其収入金をば國家經費に投じて居るものもある。

斯かる雑多の収入に對して共通的の原則を發見することは頗る至難であるから、先づ大體に於て、經濟上、財政上の關係から入つて來る収入と、此等の主義原則に基かざる収入との二つに分けることが其一方法である。罰金、沒收金、寄附金等は經濟財政上の原則に立つ収入ではない。勿論寄附金等は市町村の財政に於ては相當大きな収入財源たるには相違ないけれども、寄附金を以て公共團體が其財政の基礎とするといふやうな計畫を立てべきものでない。從て財政上、經濟上の關係に基いて入つて來る収入を見ると、大體之を二通りに分けることが能きる。其一是公經濟的収入であつて其二是私經濟的収入である。之に付て獨逸派の學者はワグナーを始めとして同じやうな説を述べて居る。日本に於ても此説を奉じて居る學者

が多いのであるが、予は之に反し、公經濟的收入を共同經濟的收入と改め、私經濟的收入とあるを特殊經濟的收入又は差別經濟的收入と稱したいのである。

共同經濟收入と
特殊經濟收入と
差別經濟收入と

國又は市町村の如き公共團體に在つては、其經濟生活に二の方面があることを認めなければならぬ。如何となれば、國家若くは公共團體は團體經濟である。團體經濟を組織して居るものは其經濟生活に必ず二方面を有つて居るのが其特色である。其一は團體と其團體を組成して居る分子との關係即ち内部の關係、他の一は其團體と他の獨立經濟主體に對する關係即ち外部の關係である。例へば、株式會社に在つて會社と株主との關係及會社と他の會社又は他の一個人に對する關係との二つの經濟關係を有つて居る如きものである。國に於ても經濟關係に於ける分子關係即ち對内關係と、他の經濟主體と差別された特殊の經濟關係即ち對外關係との二方面がある。其團體と團體の分子との關係と同一關係のものは、例へば吾

人の身體と手との關係の如きものである。之は差別の觀念を容れないものであつて、決して兩々相對立して居るものではない。國家と人民との關係、若くは國家といふ經濟團體と團體員の關係は即ち對内關係で全體と一部分の關係であつて、相對立した觀念ではないのである。斯の如く、團體と分子の間に於て對立した關係がないものならば、其間には交換といふ觀念を認むることができない。現代の經濟組織は交換といふことを基礎として成立つて居る。一の意思が他の意思と合致して、兩々對峙した意思の間に一は與へんとする意思、他は得んとする意思があり、此等の意思が互に合致して其價值判斷に基いて取引が出来るのである。然るに、自己と自己の組成分子即ち團體と團體員との關係は、全體と一部であるから對立した關係ではない。従て此團體員に對する國家の關係に於ては交換的の觀念に依つて經濟關係を成立たせることができない。それは株主と會社との關係に就ても同様である。商法には株主は會社に對する株金の拂込と會社

に對する債權とを相殺することができないと定めてある。債權者たる關係は會社に對する差別經濟の關係即ち交換關係に基く權利であり、株金の拂込は株主たる特殊の義務即ち交換關係に基かざる拂込義務であるから相殺はできないのである。若し相殺を許せば他の債權者を害する。此點から考へて團體經濟といふものは、私的團體たると公的團體たるとを問はず、共同團體であるならば、團體と團體員とは對立しない關係即ち非交換的の關係でなければ經濟關係は成立たない。反之、對立經濟の主體の間に於ては交換關係に於て兩者の經濟關係を全うすることが能きる。經濟上から言へば、團體と分子との關係は之を共同經濟關係と言ふのであつて、共同經濟の場合は法律上では權力服從の關係である。行政法學者の謂ふ公法的收入である。對立差別經濟、別々の經濟を本として居る場合は、法律の關係で言へば平等關係で私法的關係であつて、此間の收入は行政法學者の所謂私法的收入と稱するものである。此二つの區別は最も必要であつて、此

區別を爲すにあらざれば租稅論の説明が能きない、換言すれば、租稅なるものは團體と團體員との關係に基くのであつて、交換と云ふ關係を有つては居らぬ。之が租稅の本來の觀念である。反之、郵便、電信或は鐵道といふものは差別經濟の關係で交換の觀念に依つて收入を得て居るのである。

第二章 租 稅

第一節 租稅の觀念

租稅の意義

租稅の意義に就ては、學者の説くところ必ずしも一致して居らぬ。一般に認められて居る租稅の觀念としては、國家又は公共團體が一般の經費を支辨する爲に賦課する公の負擔であると云ふ意味になつて居る。固より租稅の中には、單に國家或は公共團體が其收入を得ることを主眼としないで他の目的を有つて居るものもある。乍併、租稅の因つて起る所以は、經費支辨の爲に人民に負擔させるものであるといふことが大體に於て租稅の觀念を説明して居ると思ふ。

租稅の素因に關する學說及其沿革

然らば租稅に就て、何が故に人民が之を支拂ふのであるか、即ち租稅の根本的性質に就ては、是れ亦其説明甚だ區々である。最も古い時代の觀念に

gift

租稅贈與

在つては、租稅を君主に對する一種の贈與であると爲し、英語の「ギフト」といふ意味で、人民が任意に君主に對して贈物をするやうに理解して居つたこともある。それと反對に、國家を一種の事實上の支配關係と觀て居つた時代、即ち學者が國家實力說、或は權力說であるとか言つて居る時代には、租稅は被治者が治者に對する一種の貢物である、治者の方から言へば被治者から當然取り得る一種の掠奪物であると云ふ様な觀念を有つたこともあつた。

租稅掠奪

租稅代價

其後に至り、國家を一種の契約なりと觀た時代、即ち有名なるルソーの民約說と云ふやうなものの唱へられた時代の學說にあつては、租稅は人民が國家に對して支拂ふ一種の代價である。即ち國家の政務に對する代價として拂ふのである。或は人民は國家的保護を受ける、其利益に對して支拂ふ代價であるといふやうな觀念を以て租稅を説明して居つたものである。其後、國家に關する學說として、所謂國家有機體說といふものが主として唱へられた時代に於ては、租稅に對する觀念も亦全く異なり、租稅は人

租稅犧牲

民の支拂ふ犠牲(Sacrifices) オツファエル(Offer)であると云ふやうな觀念で説明して居るのである。此學説は獨逸の多數の學者の贊同する所であつて、現今と雖も租稅學説として、寧ろ租稅犠牲説を保持して居る者が尠くない。然るに、國家有機體説なるものは國家を説明する一種の學説として多少の價值あるに止まるのみであつて、國家は有機體なりといふことでは其説明が十分でない。此點は別として租稅は人民が國家に對して支拂ふ所の一の犠牲であるといふ觀念で之を説明して居るのは、甚だ誤つて居ると思ふ。惟ふに、租稅なるものは人民の共同負擔と考ふべきものである。之を共同負擔説と名づけて居るが、それと同時に國家に對する觀念も、有機體とは觀ないで國家共同説或は共同福利説、即ち國家は人民の共同福利を増進する目的を有つて居るものであるといふ觀念で説明したい。從て、租稅は人民が國家の經費を共同に負擔する觀念で支拂ふものであるといふ意味を正當と認める。

國家共同
福利説

租稅犠牲
説の誤謬

租稅犠牲説に従へば租稅を犠牲といふことに觀念する、此犠牲といふ意味が納稅者の心理狀態に於て、租稅を支拂ふことに一種の苦痛を感じる。斯う云ふ點だけの意味であるならば、差支はないが、租稅其ものを以て直ちに犠牲なりと云ふことになる、之は甚だ好ましからざる結果に陥るのである。一體、犠牲といふ觀念は、自己は何等の利益を受くることなくして、他人の爲に、殊に不特定の多數の人の爲に、或は社會全般の爲に、自己が財産或は勞働を提供する、更に進んで自己の生命までも提供するといふ觀念から來て居る。即ち犠牲の最後の到達點は所謂身を殺して仁を爲すといふ點になるのである。租稅は身を殺して仁を爲すといふ最高の道德的意味からではない。若し之が犠牲なりと云ふならば、租稅を支拂ふ所以は、自己は何等の利益を受けることなく、唯専ら他人の爲に自己の金錢を支拂ふものなりといふ觀念になる。是れ乍併、甚だ誤つた考へである。例へば、若し租稅を支拂ふ人が無人島にでも生活して居つて、彼等が其處で何かの努力をし假

りに金錢を得たとして、而して之を社會共同生活をして居る或他の國家に向つて寄附するといふやうなことがあるならば、而して斯の如きことは事實に於て不可能であるが、若し之ありとすれば、之は或は犠牲と云はれるかも知れない。乍併、所謂共同經濟團體の團體員、外國人たると内國人たるとを問はず、苟も國家領域内に於て國家若くは共同經濟團體の團體員としての生活を爲すに就ては、其團體員たる關係に於て、吾々自身共同生活の利益を受けつつあるのである。即ち個人は團體生活、殊に國家團體の下に生活するに於て始めて自己の欲望を満足せしめ、自己の生存を全うし、自己の經濟を發達して行けるのである。此意味に於て吾々は共同生活の利益を受けつつあるのである。人類は決してロビンソン・クルソーの如くに無人島に於て生活して居るのではない。而も無人島に於ては其生存力を全うすることも能きず、又其生活の繁榮を圖することも能きないことは言ふ迄もない。社會共同の生活を爲すに於て始めて吾々自身の生存力を全うする

ことも能き、又其生命財産の上に十分なる利益を受け得られるものである。而して國家なる共同經濟團體が共同生活の費用を要することが當然でありとすれば、共同生活の利益を享受する者が、其共同生活費を分擔する場合に於て、如何なる點に犠牲といふものが在り得るか、何が身を殺して仁を爲すといふ關係にあるか、之を解するに苦しむものである。

何を公平
の標準と
爲すか

或は曰く、假りに共同生活の利益の爲に租税を支拂ふとしても、或者は多く、或者は少く、又或者は全く之を支拂はざるものがある。されば他人より多く支拂ふといふことは即ち犠牲である、少くとも或部分は犠牲であると言ふかも知れない。例へば、或者は十圓しか拂はない、已れは百圓拂つて居る、若し頭割に平均した金が百圓であるならば、千圓の租税を拂つて居る者は九百圓は犠牲になつて居ると云ふ者があるとする。是れ租税の負擔といふものは頭割が公平であるといふ觀念を出發點として居る議論と言はなければならぬ。予は租税に就て斯の如く頭割が公平であるといふ論者

に向つて、下の如き例を以てしたならば、恐らくは其誤謬であることを悟るであらう。例へば、或部屋に土石が堆く積まれて在ると假定し、其部屋には多數の老若男女が集まつて居る。殊に腕力の強い力士あり、運動家あり、多數の婦女老幼も居ると假定する。而して土石の極めて少い間に於て、此土石を室外に持ち運ぶ必要の起つた場合に、一體先づ誰に運ばせるであらうか、恐らく何人も腹の中ではそれは力士によつて運んで貰へば宜いと思ふであらう。又力士も僅かの土石であるならば、一舉手一投足の勞であるから之を運び出すであらう。それを世間も怪まず力士自身も亦苦痛としない。然るに、運ぶべき土石の量が漸く多くなつた場合は如何、此場合尙相變らず力士に全部を運び出して貰ふことは甚だ氣の毒と考へるに至り、其處に居る壯者にして若し手が空いて居る者があつたら、手傳つたならどうかといふことになる。されど未だ婦女老幼を煩はすに至らない。乍併、土石愈々多くして、最早力士も負ひきれぬ程に土石を負ひ、壯者も亦其力に堪へ

ぬ程土石を負はねばならないとなつた時には、婦女老幼であつても安閑として手を空しくして居る譯には行かない。而して愈々力士も壯者も力一杯の重荷を負つて氣息奄々たりといふやうな場合に於ては、弓の如く腰の曲つて居る老人でも、若くは漸く立ち歩く子供でも、僅かの土石なりとも持ち運ぶことになるであらう。此時に、抑々何を公平なる所謂土石運び出しの分擔とするかといふに、力の強い者は澤山持ち、弱い者は少く持ち、銘々力に應じて持つたら宜しからうといふことになるのであつて、唯人間の數即ち頭割りに、總てが平均の重さのものを持つのを公平であると思ふ者はあるまい。此理を何人も疑はないとするならば、租税を負擔する場合に於て頭割が公平なりとは直ちに斷定することができないであらう。此例に於ける土石は即ち國費である。其國費を分擔しなければならぬと言つた場合に、力士は財産や収入の多い者であり、婦女老幼は即ち貧乏人で、財産や収入の少い者である。財産や収入の多い者に多くの金額を負擔せしめ、貧し

い者には少い金額を負擔せしめるといふことは、之を公平と考へずして何を公平の標準と爲し得ようか。然るに租税を以て犠牲なりと觀念した學說が比較的古くから世間を支配して居つた爲に租税を壓迫的と感じ、獨斷的、壓制的、苦痛的のものであるといふ風に説明し來つた弊があつた、之が延いて納税公德の進歩を遅からしめたのである。若し之を共同分擔と觀念するならば、租税を納めるといふことは當然であつて、寧ろ自ら進んで行ふべきである。又任意とも自由とも考へられるであらうし、或は現代の流行語たる民本的(デモクラシー)とも考へられるのである。其租税を犠牲といふことに説明して來る觀念が何時迄も残つて居ると、結局一國の總ての仕事完成する途はないと思ふ。現今、議會に於ても、又總ての公共團體に在つても、爲すべき仕事は窮りなく多いのであるが、其仕事をするには金が要る、金が要るが租税を拂はぬ、拂ひたくないといふことでは、國家は其目的生活を遂げることができないのである。帝國議會には多くの建議案、請願が

出るが、其出した人は其建議案や請願を實行するに金のかかることを知つて居る筈だ。然るに租税を増さうとすると異口同音に反對をするのである。従て金のかかる事業は一つも行はれない。如何となれば、一方に納税の考へ即ち共同生活に要する費用は共同に分擔するといふ觀念が進んで來ないのであるから、金のかかることは殆んど行はれず、金のかからないことであると大抵行はれる。此事は日本が今日迄貧乏であつたといふことも其原因であらうが、貧乏といつても世界の主なる國に比べての貧乏であつて、日本中には相當の金持ちも居る。租税に對する觀念が進めば殊更に法律を動かさずとも租税は十分にとれる。乍併、今日のやうな觀念が続いて居つたのでは租税収入は擧がらない。収入が擧がらなければ結局國若くは公共團體に於て行はうとする仕事もできないことになるのである。

第二節 租税原則

如何なる原則に依つて租税の制度を定むるか。一國の租税なるものは唯所謂行政官の頭に畫いて居る抽象的問題に止まるのではなくして、事實に臨んで人民から取立てるのであるから、從て租税の立法を爲し一國の租税制度を定める必要があるのである。此場合如何なる租税の立法をするか、如何に一國の租税體系を組立てるのであるか、といふに之は最も困難なる問題である。

財政上の原則

租税は一國の經費を支辨する財源になるのであるから、經費を支辨するには相當な租税収入のあるものでなければならぬ。故に租税の立法をし、租税の制度を組立てるに當つては、之に依つて相當に財源の擧がつて來るやうに編成しなければならぬ。此租税の制度と云ふ言葉では少し意味が足らぬと思ふが、現在、租税のシステムといふことを普通に租税の體系と言つて居る。租税の體系即ち一國の租税の組織(システム)を如何に作つて行くか、収入を以て經費を拂つて行くのであるから、其財源たるものは國の

單一税制
と
複税制
の
制度

經費を支拂ふに十分なるやうに組立てて行かねばならぬ。それに就て單一税即ち唯一種の租税だけでは其目的を達することは困難である。例へば租税の理論から言へば、租税は元來吾々の収入所得から拂ふのである、無論或場合には財産から拂ふといふこともあるが、主要なるものは吾々の収入所得から拂ふのであるから、所得税一本で宜いといふことを學者中に論ずるものがある。成る程、租税は収入所得から出して居ることは事實である、結局何れの租税も歸する所、其税源は収入所得であるから、収入所得を押へる所得税一本でも宜いやうである。乍併、現在我國に於ても所得税としては、一般會計だけで言つても七分の一強、若くは六分の一に近いものであつて、之のみに依つては一國の經費を支辨するに十分でない。或は他の租税を廢めたならば、更に多くの所得税を取立て得るであらうが、併し所得税だけでは心細いのである。何となれば、所得税一本にすることは理論の上、に於ては正しいが、所得を各人に付正確に押へることが至難だからである。

前述した如く、租税は物と物とを交換的に拂ふのではないとすると、成るべくは金を出さずに只で済ましたいといふのが人情である。租税を拂つても政府の方からは之に對して何物をも與へないので、人が之を苦痛と感ずるのは或程度までは人情已むを得ないと言ひ得る。されば、租税と違ひ、寄附金といふものの方が、存外餘計集まるのである。例へば、一萬圓以上を政府或は地方公共團體に公益の爲に寄附すると、紺綬褒章といふものが下がる。赤十字社へ幾ら以上金を寄附すると有功章とかいふものが授かる。斯ういふことが心理状態に影響して來るのである。其著しい例は、先年濟生會が起された時に多額の寄附を申出たが、其當時の内々の話では赤十字同様のメタルが下がるといふことになつて居たのである。所が政府では赤十字は過去の沿革上已むを得ないが、新たに出来る私立公益法人等に於て、さういふメタルを作ることは絶対にいかぬと云ふので、メタル問題が中止になつた。すると、前に濟生會に寄附を申込んだ人々は金を拂はないの

で、已むを得ず政府の窮策として藍綬褒章以外に紺綬褒章といふものを出すことにしたらば、忽ちにして意外に金を出す者を生じたといふことである。加之、近來各方面に於て寄附金が比較的集まるといふ現象は、全く紺綬褒章といふものが與つて力あるのである。赤十字でも何々有功章といふものがなかつたならば、幾ら勧誘しても恐らく今日以上に金の集まることはなからうと思ふ。之が即ち寄附心理と云ふものであつて、納税心理とは餘程違つて居る。それ故に所得税のみで宜からうと云つて安心して居つては、逆も立ち行くものではない。

第一、日本人は餘程勘定に疎い國民であつて、自分の所得といふものを知らない者も少くない。勿論、俸給に依つて衣食する官吏の如きは其收入の途が唯一つであるから間違ひはないが、之を除いた大多數の人々は、果して自己の所得が幾何なるかを知らない、收入が多い者ほど自己の收入が分つて居らぬ。税務官吏が取調べても分りやうがないのである。されば國家

が所得税一本に據つて多くの所得税を取立てやうとすれば、一番に迷惑するのは収入の明瞭な俸給生活者である。それ故に、種々の税を配合して租税體系を作らなければならぬ。之を複税制度といふのである。

又、國の經費は年々膨脹するのみであるから、租税の収入も亦從て殖えて來ねばならぬ。勿論、租税も國民經濟の進歩と共に增收して來るのが普通であつて、所得税、營業收益税、消費税等は經濟や交通の發達或は國民の生活程度の向上増進に依つて年々其額を増すが、現在我國に在つては地租の如きは釘付けであつて、増加は殆どない。されば適當に租税體系を編成して平時に於ても租税収入の増すことが必要であり、又戰時に於ては特に政府の之を望むところであるが、其時には消費税の如きものは增收覺束ない、例へば關税の如きは輸出入の關係で減つて了ふこともある。故にどうしても平時、戰時を問はず適當な租税の種類を組合せること即ち複税制度が必要となるのである。

國民經濟上の原則

尙又、租税といふものは元來國民の經濟が進歩發達して行かなければ、從て其収入も適當に行はれないのであるから、租税が國民經濟の發達進歩を害しないやうに其制度を作つて行かなければならぬ。

社會上の原則

更に今日社會的問題として考へられるのは、租税の公平分擔と云ふこととである。要するに、租税は各人の負擔力に適應するやうに組立てることとが必要である。然らば其負擔力に適應するには如何に租税を課すべきか。一體租税の負擔力は何に依つて現はれて居るかと云ふに、それは主として人々の有つて居る収入或は財産が、即ち其個人の經濟力、負擔力である。收入財産が之を現はして居る以上、當然收入、財産の大なる者は其小なる者よりも租税の負擔力は強いのである。唯乍併、收入に就て言ふと、等しく收入であつて金額は同じであつても、決して租税の負擔力は同一なるものではない。同じ収入と云つても、勤勞收入を得て居る者と、財産の力に依る收入を得て居る者と、又勤勞と財産と併せて收入を得て居る者との差別がある。

租税の公平分擔

更に又勤勞の中でも肉體的のものあり、主として精神的のものもある。且又勤勞と財産と結び付いて生ずる収入にも、勤勞の分子の多いものと、財産の分子の多いものがある。乍併、之を概論すれば勤勞で収入を得て居る者は一番租税の負擔力に乏しいのである。如何となれば、勤勞收入者即ち俸給衣食者であつて、之は所謂身體が資本であるから、若し身體が悪くなれば収入の途は杜絶する。又身體は悪くならないでも、何時でも失職といふ危険がある。反之、財産收入殊に財産の利息で衣食する者は假令其年の収入を全部費つて了つても翌年は又収入が生じて来る。されば、勤勞收入と財産收入とは大に其經濟力が違ふのである。

次に租税なるものは常に収入の方面の勤勞であるとか、財産であるとかいふやうな關係のみでなく、彼の扶養を受ける者がどれだけあるかと云ふことが大なる關係を有つて居る。獨身者と親兄弟の大勢ある者とは非常に其租税の負擔力が違ふのである。此點は從來考へられて居なかつたが、

累進税率
と比例税率

漸く最近の所得税法改正に於て、三千圓以下の所得者に對しては自己の扶養して居る十八歳未満の者、六十歳以上の者、不具癡疾者といふやうな者は、一人に就て幾ら所得から減ずるといふことにした。是れ當然の話である。又、収入の少い場合には問題はないが、収入が多くなつて來ると現今では累進税率を採つて居る。一體租税の率を一律にして取立てる税率と爲すべきか、累進税率に依るべきかは大に議論のある問題であるが、現在、各國の立法例は段々累進率を採用するやうになつて來た。我國で採用して居る主義は超過額累進率と言つて、或金額以上になつた場合に始めて累進率で取る。租税は此累進率を採用することを妥當とする理由は、一言にして云へば公平であるといふに歸する。何となれば、人間の生活費は所得の殖える割合に殖えるものではない。假令金満家であつても、貧乏人の五倍も十倍も衣食住に費すものではない。それ故に金持ちとは言を換へて云へば衣食住の欲望以外に種々と贅澤の出来る人間を指すのである。貧乏人は

衣食住の欲望を満すこと極めて不完全、若くは辛うじて之を爲す者といふことになる。故に其比例を以てせば金持ちになるに従て贅澤に使ふ所の収入の殘餘又は更に貯蓄する金が殖えるのである。収入の方面から云ふと千圓の者から一割取り、一萬圓の者からは二割取つても、其負擔の點より見れば千圓の者が一割取立てられるよりも一萬圓で二割取られる方が苦痛が少い。それで租税は累進率で取立てる方が適當であるといふことに決定するのである。斯の如くして負擔の公平を圖つて行く。

財務行政
上の原則

更に進んで、税法といふものは、餘り複雑に制定するものではない。公平といふ見地から、税法を複雑にすると人民に其諒解が能きないから、却つて納税の義務を満足に實行することが難くなる。税法は成るべく人民に便利な方法に定むべきである。例へば所得税の如きは、一度に取立てられては迷惑であらうが、之を四度に分割して納めるやうにすれば容易となり、又之を納めしむべき場合、相當の期間を定めて催告するが如きは、納税の義務

租税の歸
著

を盡さしむる上に於て相互の便利である。

以上の如き原則に基いて租税を組立てるのであるが、然らば一體其徵税方法即ち事實として之が如何に現はれて來るかと云ふに、既に述べた如く、總て租税は結局收入、所得から拂ふのが原則である。酒税に就て見ても、其納税者は酒造業者であるが、元來酒税を賦課する所以は酒屋から取立てやうといふのではなく、實は酒を飲む人々から取立てたいのである。乍併、酒を飲む人々から取立てるといふことは事實甚だ困難であるから、飲酒家から取る分を酒屋に納めさせる。斯の如くすれば酒屋は租税を他人に移すが爲に酒の價を高くする、それが即ち租税の轉嫁といふことである。例へば一升五十錢、一石五十圓の割合で賣るべき酒に、一石三十三圓の税がかかつたと假定すれば、其税を一石の價に加へて石八十三圓となり、一升八十三錢となるから、酒を飲んで居る間に吾々は酒税を拂つて居ることになる。酒屋が代つて納めるが、事實は吾々の負擔である。砂糖消費税にあつても

同様、税を納める者は立替へて納めるのであつて、事實租税を負擔するのは消費者である。斯の如く砂糖消費税も、酒造税、麥酒税も皆他人に轉嫁する租税である。此轉嫁に關しても、他人に轉嫁せしめやうと思つても酒屋が背負つて了ふこともあり得る。又營業收益税などは營業主の儲けの中から取るといふ税であるが、併し實際に於てはさうならない場合もある。要するに、所得税は収入から負擔するのであるから、租税の體系を作るときに中心に之を置くといふことは、何人も異議のない點であつて、又各國の租税體系は漸次所得税中心になつて來て居る。我國にても十數年前までは地租が租税の中心になつて居つたのであるが、段々酒の税に移り、遂に今度は所得税に移つて來て、現在では所得税が租税の中心になつて居るのである。

第三節 租税に關する術話

一、税源 一 税源 租税を支拂ふ基金を税源といふのである。普通一般には各人

の所得を指すのであつて、或は一時的收入なることあり、或は財産それ自体なることもある、例へば相続税に於て其相続財産が税源である如きは即ち其れである。

二、課税物件 課税の目標を謂ふのであつて、例へば地租の課税物件は土地であり、所得税の課税物件は所得であるが如きものである。又或は事實なることもあり、或は又汎く財産たることもある。

三、課税標準 課税標準 税源を數量的に表示した語であつて、我國の地租に就て言へば地價は之に當り、所得税に就て言へば所得額をいふのである。

四、納税者 納税者 法律上租税を納める者を納税者といふのである。茲に注意すべきは擔税者即ち實際に税を負擔する者と區別することであつて、納税者と擔税者とは異なる場合がある。例へば酒造税に就て言へば、納税者は酒造業者であるが擔税者は酒を飲む者である。酒税は元來酒造業者の所得から取らうとするのではなく、酒を飲む者から取らうとするも

のである。砂糖消費税、織物消費税の如きは製造者の拂ふべきものではなくして、製造場から此等の物品を引取る者が拂ふべきである。従て此場合引取人が納税者であつて、消費者は即ち擔税者である。

第四節 租税各論

第一款 所得税

國に依つて制度の相違はあるが、元來所得税を課するには各個人々々の所得全體を綜合したものに對してでなければならぬ。即ち種々の所得を合體した綜合所得に課するのである。例へば俸給を取つて居る、而して一方に於ては田地の收入もある、或は株券を持つて配當を受け、貸家を有つて家賃を取る、さういふ收入全體を一括して課税するのが所得税の理想である。

綜合所得 税

所得税は綜合所得税といふものになければならぬ。唯困難なるは茲

源泉課税

に無記名の債券である。勸業債券、地方債、公債、社債等は、大抵皆無記名である。無記名の社債、公債の利子迄も政府に申告するといふことは、今日の納税道德の程度では到底望むことができない。以前定期預金の利子は所得の中に加算されることになつて居たが、此利子を正直に申告する者は一稅務署管内に三人位しかないといふことであつた。故に遺憾ながら此等のものは綜合所得の中には入れられないで、源泉課税と稱して利子を渡す際に所得税を取る。即ち公社債、定期預金の利子は源泉課税に入れて了つた。定期預金は人々が申告しないから、利子を渡す時に銀行に於て利息の五分を取る、社債、地方債に付ても同様利子を渡す時に取立てる。此爲に我國の所得税法では所得を三種に別ち第一種は法人の所得、第二種は主として公社債、銀行預金の利子、第三種は第二種に屬せざる個人の所得としたのである。

我國の所得税が稍々進歩して居る點は、三千圓以下の收入に在つては、其

勤勞所得

扶養して居る十八歳未満、六十歳以上の者及不具、癡疾者の爲に或程度の控除をすることと、勤勞所得として一萬二千圓以下は一割、六千圓以下は二割を引くことである。此勤勞所得に付一定の控除を認むるのは必ずしも租税の負擔力が乏しいといふ點にあるのみではなく、各人の經費といふものを見て居る點にある。例へば、役人であるからといつて經費が全然かからないと認むることが能きぬ。家屋を有つて居れば其修繕費を要すると同様、官吏にも相當經費が要るのである。小所得者には特にさういふ經費が餘計にかかる。

法人の所得

古くは法人の配當金に對しては源泉課税主義を採つて居つた。是れ嘗て議會に於て相當議論があつたものであり而して又我國所得税法の缺點でもあつた。何となれば、配當金を源泉課税にして千分の七十五を取つて居つた當時は、競ふて會社組織で仕事をやるやうになつた。個人で事業を經營して居つては餘計税金を取られる、税を廉くする爲に會社を造る。故

に日本位小會社の多い所はないのである。又租税負擔の理論上からも都合である。例へば、一萬株有つて居る株主も千分の七十五、一株か二株有つて居る株主も亦千分の七十五拂ふといふことになる。されば、之は不合理であると云ふので後に之を改め、總て株式の配當も他の所得と綜合して課税することにした。さうすると、更に今度は次のやうな問題が起つて來た、即ち當時會社脱税問題でやかましいホールディング、カンパニー、管理會社若くは保全會社我税法では同族會社といふものを造つた。如何なる組織のものであるかといふに、例へば一家族或は親族等を以て會社を造り自己の全財産を會社の財産にしてさふ。而して其配當はどうかと云ふに、普通一般の會社に在つては會社の積立を少くしても配當の多いことを希望するのであるが、此保全會社に在つては自己又は家族乃至親族の財産より成る會社であるから配當を受けた所で仕方がない、配當を受けても其配當金を使ひ切れぬ富豪連であるから、配當金で株を買ふか銀行に預けるか、少く

も利用上苦心をしなければならぬ。故に保全會社を造つて、多少の配當を受ければ、それだけ貰つて餘は積立金にして置く、此方法で所謂綜合所得税を免かれることになる。斯くすれば個人々々に對する配當は僅かであるから従て取立てる租税も少くなるのである。所得税法に同族會社と云ふもの即ち株主又は社員の一及之と親族、使用人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額の合計が其法人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當する法人に付ては其留保所得の如何に依り相當の累進税率を課して重く税することになつて居る。而して此保全會社即ち同族會社は元來一族郎黨で組織するのであるから極めて安全で、一家の主人がいつも社長で其一族郎黨が取締役であり、監査役である。斯ういふやうな方法を採ると綜合所得税を徴收することが甚だ困難となる。それから更に又、會社が儲かつて帳簿の上に現はさない、例へば土地或は家屋を評價して、一萬圓の土地又は家屋を五千圓或は七千圓に見積るといふやうな、或程度の

手加減は常に爲される。斯かる評價をして會社の儲けを隠して居るのが幾らもある。さういふやうな方法を廻らすので、中々所得税は豫期したやうに取れない。殊に最近の合法的脱税方法としては、會社が新株を起すのは配當といふ關係から都合が悪いといふので、株主が會社の社債權者になつて社債を發行するといふことを旨く申合はせる。株主が多數な場合にはさういふことも稍々困難であるが、株主の數多からざる會社に在つては其株主が社債に應じて了ふ。社債の利子に對しては百分の五の税である。要するに人といふものは、税法が出來ると如何にして之を遁がれるかといふことに苦心はするが、どうすれば完全に納め得るかと云ふことを考へる者は少い。所得税法が改正されて保全會社問題も解決しなければならぬ譯である。又無記名株でも發行させるといふことになる、現今の所得税法では源泉課税と云ふことになつて七分五厘の税金であるから、之ではいかぬ。仍て所得税を中心にする、之だけでは収入の點から不足である。

一方合法的脱税をする者あり、所得を正直に申告する者は稀であつて、従て個人の収入は明確に分らないことになる。されば此所得税を補ひ完うして行く他の租税が必要になつて来るのである。

第二款 財産税及収益税

財産税、
収益税、
所得税、
補完税、
の
は
の
し
分
を
有
す
る
職
と
の
有
る
分

所得税を中心として税制を立つるに於ては、そのみを以ては國家の收入が十分でないばかりでなく、所得税のみに依れば課税の公平を缺くが故に、之を補ふ爲には財産税に依るか、或は収益税に依る外はない。所得税の補完税として現在探つて居る地租、營業収益税が何故必要であるかといふに、所得税だけでは第一勤勞所得と、勤勞以外の財産、財産及勤勞の共働所得との間に十分權衡が取れて居らないからである。されば、勤勞所得と財産勤勞共働所得、若くは財産所得との間の權衡を取つて行く趣旨に於て、財産税といふ系統を辿つて行くか、或は現在の我國の如く地租、營業収益税、資本利子税、家屋税と云ふやうな収益税の方から之を補つて行くか、茲に二つの

途があるのである。更に特別の手段としては一般に綜合した所得税を取る外に個別所得税を取るのも其一方法である。其何れを**選ぶか**といふことが頗る問題とせらるる點である。

地租

地租の沿革

予輩は所得税の補完税として財産税を選ぶべしと思ふが、之を説く前少しく地租、營業収益税のことを述べねばならぬ。我國に在つては所得税よりは寧ろ地租の方が先きに出來、次に所得税、營業税(後に營業収益税)が現はれたといふ順序になつて居る。何れの國でも、古く租税として現はれたのは地租以外にはない。蓋し、土地を外にしては産業のない時代に地租が發達するのは當然であつて、國に依つては地租が先づ發達し、家屋税が次に制定され、商工業の發達に伴つて營業税が出來、最後に所得税が現はれたやうな國もある。何れの國も商工業が遅れて居るから地租が先づ發達するのであるが、租税體系を論ずる場合に於ては、租税の中樞として所得税を立てなければならぬ。我國の現在の制度は車の兩輪の如く右に地租、左に營業

税を携へて直接税の制度を成して來たのである。乍併、現在の地租は明治初年の米價に基いて土地収益を取調べ、而して地價を算出して土地臺帳へ登せ、其土地臺帳に登記せられた地價に基いて取立てて居るのである。其後或地方に就ては多少地價修正を行つたけれども、田畑の地價に就ては殆ど大した修正をして居ない。宅地に就ては明治四十二三年頃に地價修正を爲したが、十數年を経た今日では宅地地價は非常に相違して居る。田畑に就ては法定地價と今日の賣買地價との間に平均十倍以上も違つて居る。それも總てが十倍以上相違して居れば宜いが、一方では二十倍になつて居る所もあり、或は十倍、五倍の所もある。故に現在我國の地租を是れ以上増徴すると云つても、今の儘で増徴すると不公平な結果になる。詰り土地も餘ほど形勢が變つて、其収益が殖えて居るとか、或は土地が便利になつて居るとか、又は賣買價格が非常に高くなつて居る所は宜いかも知れぬが、然らざる所は地租を増徴せらるる上に不公平の負擔に對して苦痛を感じるこ

とになる。されば、根本に於て地價を訂正しなければ假令戰時に際しても其増徴は能きない。茲に於て近年土地の賃賃價格を全國に互つて調査して地租を此賃賃價格に基いて課税せんとして居る。

營業收益 税

營業收益税は營業の収益に付き營業者に課する租税であつて、収益税の一種である。或土地に對して之はどれだけの収益があるといふことを、外から見ても地租を取立てて居るといふ考へから云へば、舊來の營業税の如く此營業はどれだけの賣上がある、どれだけの儲けがあると推定をして行かなければならぬ。乍併、例へば、宿屋營業の如きは宿屋の賃賃價格即ち家賃と從業者の數が其營業税の標準であるから、宿屋の家賃が同じやうであれば、實際に於て宿泊客が多からうが又は一人も無からうが、營業税は同一である。又物品販賣業に於ても舊營業税法に於ては賣上金高が同一であれば税額が同一になるが實際其儲かる額が各自に違ふといふ點を見逃して居る。唯、卸賣と小賣とに差別が設けてあること及營業により多少の區別

はあつても、それだけでは甚だ不都合であるので大正十五年以來從來の外形的標準に依る營業税を廢して純収益に課税する營業收益税法を以て代へたのである。乍併、地租と營業收益税との間、農民と商工民との間に於て其負擔の權衡を得て居るとは云へない。更に甚しきは、土地を有つて營業をして居る者は、所謂財産の所得、財産と勤勞との結合所得であると云つて、所得税以外に地租、營業收益税を取立てられる。家賃を以て衣食して居る人は國税としては所得税以外に負擔して居らぬ。尤も地方税として家屋税を課せられるが之は地方税である。地主であると、土地收益の所得税及地租は拂つて居るが、家主の如きは所得税は納めて居ても國税としての家屋税は負擔して居ない。故に收益税系統から言ふならば地租、營業收益税の外に家屋税、資本利子税を取らねばならぬと言ふことになる。即ち土地の特別所得、營業所得、資本所得、家屋の所得に對して特別所得税を取るか、地租、營業收益税、家屋税、資本利子税と云ふ收益税を取るか、左もなければ所謂財

産税を起さなければならぬと言ふことになるのである。大正十五年以來我國でも資本利子税を設定した。故に家屋税は國税としては存せないが一國全體から見れば不完全ながらも所得税を補ふに收益税を以てしたと云ふのである。

財産税には種々の種類があるが、所得税を補完する意味に於ける、且又現今の社會に於ける社會政策の意義を加味したる財産税なるものは、個人の有つて居る一切の財産を綜合して課税せんとするものである。但其個人の財産の中で日常生活の必需品たる家具等は、此課税財産の中に入れてないのが普通であるが、其他の財産であれば収益を生ずる財産たると或は収益を生じない、例へば自己の家屋に住んで居る場合に其所有家屋、或は書畫骨董、美術品と云ふやうな財産に就ても之に課税しやうとするのである。之に就ての諸國の立法例は多少相違して居るが、假りに我國に於て財産税を設けるとすれば、自ら現在國税として取つて居る所の地租、營業收益税は國税

地租、營業稅の委讓

としては之を廢めることになるのである。即ち國稅としないで地方に委讓するのである。尤も地方の財源として地租、營業收益稅を賦課徵收する場合には、一般の標準或は最高限度、或は之に對する政府の監督權と云ふやうなものは勿論法律を以て定めねばならぬ。其標準、制限内に於て地方に於て地租、營業收益稅を取立てることになるのであつて、之は一八九三年に普魯西で施行された方法である。

財産稅の調査に於ける財産の評價

更に我國にあつて財産稅を設けるとしたならば、假令日常生活の必需的財産を除くとしても、それが如何なる結果、如何なる影響を與へるであらうか。之に就ては先づ第一に財産の調査が能きるものであるかどうか、第二に財産の評價が能きるものかどうかの問題がある。此財産稅徵收の場合に於ては、時價のあるものは其時價に依ると云ふのが普通の主義である。時價の無いものに就ては、若し收益のあるものならば其收益、所得から見ても還元方法に依り元本價格を見出すのである。若し收益もない時價もない

やうなものであれば之は已むを得ない、相當の鑑定人に鑑定せしめるといふやうな方法も必要であらうと思ふ。要するに、大體時價主義と云ふことになるのである。而して財産を個人に綜合して一般財産稅とするのであるが、此場合に於ては恰も所得稅と同様、茲に困難なる問題が無記名社債である、或は無記名公債である。即ち所得稅に於て個人の所得を綜合して課稅の能き難い如くに頗る至難であつて、強く之に課稅せんとすれば其大多數は皆通がれて了ふことになる。財産稅に於て此等の無記名社債、公債の如きものに就ては、所得稅に於ける源泉課稅の如く、個人に集中綜合することと思ひ切らなければならぬのは甚だ遺憾であるが、已むを得ず之に依る外はなからうと思ふ。而して財産稅といふ以上は借金は引去られなければならぬ。畢竟純分の財産に對して課稅するのである。例へば、一萬圓の金を借りて一萬圓の家を建てた場合に、其家が若し一萬圓の時價よりないものであれば、其人の財産といふものは零である。此場合には財産稅を取

る理由が無い。又私有財産と雖も公共の利益に供して居るものであれば、之は何れの國でも課税財産以外に置いて居る。例へば或人が土地を道路に供して居るといふやうな場合であれば、其土地は財産價格から除外しなければならぬ。

財産税に
對する批
難

財産税に對する主なる批難は、不動産は之を捉へることが容易であるが、動産に至つては即ち然らざることである。換言すれば、動産は大體に於て隠匿され易い、不動産は之を爲し難いが爲に、財産税は動もすれば不動産税に偏することである。此批難は或程度まで已むを得ないが、乍併、既に今日の如く所得税法が改正され總ての所得を集中して居るのであるから、株券の如きに至つても財産税を賦課するに當つて特に通がれ得ることとはならない。而して通れ能ふ無記名公債、社債等は源泉税で賦課するのであるから、必ずしも不動産税となるとは言へぬ。鑛業權即ち鑛山の採掘權或は特許權の如き財産價格を有つて居るものは、悉く財産として評價し之に對

地租に對
する批難

して課税を爲し得るのである。

社會政策の上から現在の國税地租は亦批難あるを免れぬ。例へば、苟も土地を有つて居さへすれば、假令一坪でも二坪でも悉く地租を取られて居る。而して一萬坪、百萬坪有つて居る人も地租の割合の上に於て何等の差異はないのである。又、例へば都會に於て若くは都會に近接せる地方に於て畑を有つて居る、實際畑として現に使用して居るが、之は自己の家庭に於て新鮮なる野菜類を食はんが爲に贅澤から畑を有つて居るものである。地目の上から言へば畑であるに相違ない。地租條例の上から言へば全く贅澤の爲にする畑も矢張り畑としての地租だけしか取つて居らぬ。地價を設定してあつて畑としての地租しか取れないのである。けれども、都會若くは都會に近い所で畑を作つて居る者殊に富豪などが、自己の家庭で新しい蔬菜を食ひたいといふ意味で茄子や菜葉を作つて居ると云ふやうなことは、全く贅澤の事柄である。其土地は坪百圓二百圓と云ふやうな場所

もある。乍併、所得税法に於ける所得は生じない、地目は畑として安い地價が附してある。それを財産税として取る場合には畑として見る必要はなく、都會若くは都會の附近に在る土地として之を評價して宜しいのである。若し其土地が坪幾百圓の價格のあるものであれば、之を其價値の儘評價することが能きる。又他の例を示せば、近い將來に土地が高くなるだらうと云ふ豫想で空地を澤山所有する、即ち土地を投機の関係で所有する者があるとする、収益を生ぜざるが故に所得税は取れず、而して其土地は原野であるかも知れない。故に地租としても亦相當に取れないものである。現今、交通の關係上都會の附近が開けて、それ等の土地が非常なる價値を生じて居る場合に、財産税ならば土地を評價し、相當の價値あるものとして課税し得るのである。或は此場合、それ等の土地は遊んで居つて現に収益を生じないではないかと云つて批難するが、之は當らない。何となれば、既に土地を有つて居るといふことが彼に大なる資力あるを語つて居る、少くも相當

の資力あり餘裕がなければ斯の如き土地を有つては居れない。現今多數の人々が住宅難を訴へて居る、更に進んで土地の狭きを憂へて居る場合に、都會に近い場所に廣い土地を空しく放擲して居る、或は新鮮な野菜を食ひたいと云ふ贅澤な考へから、それを畑として作つて居ると云ふやうな者に對しては、之を収益化せしむる意味に於て、租税を負擔せしむるのが當然である。負擔力の上から言つても、十分の資力あることを證明して居るのであるから、財産税を以て之を調節して行く必要があるのである。

奢侈税

書畫、骨董と云ふ如きものは時として非常な相場を現はすものである。富豪が之を買ふのは、日本の美術品を保存すると云ふ意味ではない、唯自己の奢侈的欲望に充てて居るのである。斯う云ふ物を有つて居るのは、畢竟資力があり負擔力が強いからである。其収益は生じないでも其物を有つて居ると云ふことが資力に餘裕あることを證明して居るのであるから、其財産を評價して之に課税するのが相當である。所が之に反對する者は言

ふ、若し課税すれば書畫骨董其他一切の日本の美術思想を破壊するに至るであらうと。之は併し餘りに誇大の言である。唯、日本に存在する骨董品其他の美術品が或程度まで一般的に其値打の下がることはあり得るが、其爲に美術が廢れて了ふと云ふやうなことは杞憂に過ぎた言である。更に或者は、課税の結果一切の美術品が外國へ流れ出ると云ふやうなことを以てするが、若し外國の富豪の力を以て日本の美術品を購ふとすれば、今日と雖も之を爲し得る。殊に外國に向つて我美術品が流れ出ると云ふことが何故に悪いのであるか、特に亞米利加あたりの美術館の如きは、我國などの美術品保存と格段の相違ある方法に據るのであるから、私見を以てすれば、寧ろ日本の美術品が華盛頓なり紐育なりに行つて、完全に保存され、世界の表面から消え失せなければ宜いのであつて、決して海外へ流出することを惧れる必要はないのである。又財産税を賦課したからと云つて、必ずしも日本の美術品が總て海外へ流れ出るに至る程、日本人の美術に對する愛好

財産税賦
課の法則

心が薄弱なるものとも思はれない。

勿論財産税を取立てる場合に最初から其税率を高くすることは不可である。何となれば、若し財産税が財産價格に對して過重のものであれば、忽ちにして財産隱匿といふ問題が起つて來る。又財産税は理論の上からは所得税の如く累進で行かなければならぬ。即ち或金額以下は財産税を免じ、それ以上は所得税の如く漸次累進で取つて行くのが至當である。即ち理想的の議論よりすれば、我國に於ける財産税としては、先づ一萬圓位の財産を有つて居る者又はそれ以上の場合には始めて財産税を取る、而して五萬、十萬、十五萬と財産價格の上ほるに従て其率を累進せしむる方法で行くべきである。乍併、假に今我國に於て、而も地租、營業收益税を地方の財源として之を委讓する意味で財産税を起すこととし、例へば一萬圓以下を免税し、それ以上の財産に對しては或程度の累進率で課税すると、財産の大なるものは可なり重い負擔を受けることになるのである。單純な理論から、又

は突飛な社會政策を主張する論者から見れば、是れ最も合理的の課税方法であると言ひ得るであらうが、之を實際問題として取扱ふに當つては各種の困難を簇出せしめる。元來累進税を起すが宜いか悪いかと云ふことが先づ問題となる。何となれば、累進税は上になるに従て其税率を増すものであるから、資力の豊富なる程財産の隠匿と云ふことを已むを得ず獎勵する結果となる。財産の大なるものは其調査が複雑で且困難である、調査に困難があるだけ一層財産隠匿の便宜を有すと言ひ得る。更に財産税の實行上斯の如き理想に出られない他の理由としては、一體我國に於ける個人財産が幾らあるかと云ふことが分らない、全然知れないと云ふのではないが、實際に之を取調べたことは嘗てないのである。人口調査は之を行つても同時に財産調査を爲した例がないから、果して幾何の個人財産があると云ふことは分明しないのである。此點に就て外國人が日本の個人財産、個人財産と云ふよりも國民財産を評價して、或は三百二十億圓と云ふ者があ

る。乍併、是れ今日の經濟狀態から見れば當らない、各種の推算をして個人財産は大體四百六十億から五百億に近いものであると言ふに過ぎない。されば、地租と營業收益税の總額が一億三千餘萬圓であるから、此國税を廢めて地方税に移し、財産税を一億三千餘萬圓取ると云ふことになる、個人財産の總額約四百六十億位と見積り、それ等の入から少くも千分の三を取立てねばならぬと云ふ計算になるのである。尤も四百六十億と云ふのは二千圓以上の個人財産に付ての評價である。二千圓以下になれば尙多くなるのであるが、之は左程多額には上ほらない。兎に角二千圓以上を四百六十億と推算して千分の三を取らなければ一億三千餘萬圓は國庫へ入つて來ないと云ふ計算になる。一八九三年普魯西で行つた時には、一萬分の五といふ率から始めたものであつた。此等の點を考察すると、どうしても財産評價の統計がない。又財産税率が高くして財産隠匿が行はれ易いことから考へると、初めから高い税率の財産税を取るといふことは不可であ

る。直接税は成るべく一般人民が能き得る限り僅かつつであつても之を負擔することが國民として最も必要なる事柄である。社會政策を主張する論者は、中以下の即ち下層階級に租税を賦課するの非なるを説く、勿論貧乏人に對して壓迫を加へるやうな税は之を廢すべきであるが、國民として負擔し得る限り國家の直接税を納めると云ふことは、國民の本分としての觀念であつて、成るべく之を廣く行き渡らしめたいと思ふのである。酒税、煙草税などにあつては、租税を負擔して居るといふ觀念が乏しいのである。實際負擔はして居つても、其本人が直接負擔して居るといふ形を取つて居らぬ。酒や煙草をのんで居る者は、決して國税を負擔して居るといふ自覺に於て之をのむ譯ではない。されば所得税、地租、營業收益税などの直接税を成るべく一般人民に負擔せしめると云ふことは、國民本分の觀念から言つて望ましいことである。

財産税を地租、營業收益税に代らしめる場合に於て、現在の地租が租税理

論の上からは甚だ拙であるが、假令一坪の土地に對しても課税さるること、即ち誰でも國家の租税を負擔して居るといふ點は見棄て難い觀念である。其意味に於て財産税も若し極く軽いものであるならば、成るべく廣く一般國民に負擔せしめたいのである。故に一萬圓と云ふよりも更に之を低下せしめて、乍併、税率を尙軽くして、即ち五千圓已むなくば三千圓迄も下けて財産税を負擔せしむると云ふことが適當であると信じられる。加之、初めから累進せしめないといふ方法が實行論としては適當なものではないかと思はれる。何となれば、前述した如く税が重いと人情として財産を隠匿することが起り得る。税が輕ければ俗に吐き出すと云ふことになる。各個人の有つて居るものを吐き出させて置いて、果して幾百億あるかと云ふことを調べた上で、仍で社會政策の意味を附加して財産の低いものは免税する、多いものに至つても軽い累進税で課すると云ふやうにする。而して一旦戦争でも始まつた時分に、ずつと其率を高めて行くと云ふことにすれ

ば、初めて財産税といふものが非常に収入を得ることになる。其點から見れば、今日の所得税は其初めを過つたのである。猥りに累進税を採用して、其爲に却つて所得隠匿を奨励した結果を見るに至つたのである。斯の如く、初めは最少限度に軽くすると云ふことが財産税に就て最も必要なる方法でありとすれば、我國に在つて初めから千分の三を課することは既に誤りであると云ふことに歸する。然らば地租、營業收益税は假令財産税を設けても之を廢されぬことになるが、之は致方がない。唯其間に財産税が發達し、個人財産の總額も分明し、適當に税率を動かして徴收して行けば、無論今日の地租、營業收益税の収入だけ得られることは疑ひないのであるから、其時に初めて地租、營業收益税の全部を地方税に移すことが能きるのである。斯の如き方針で財産税を設けたならば、國家財政の基礎を確立するのは容易の業であると思はれる。

第三款 交通税

相續税

借、所得税を中心としてそれを補完する趣旨に於て財産税は理想的のものである。然らば、其二つだけで國家の租税収入は十分であるかと云ふに決してさうでない。此外に種々税源として押へなければ、課税の公平の上から言つても不都合を見る場合があり、又實際財源として之だけでは満足な収入は擧がらない。茲に於て學問上交通税と稱する、即ち財産又は價格の移轉、或は移動、又は偶然の財産利得であると云ふやうな、所謂經濟交通の結果として生ずる一時的の収入に課する所の途がなければならぬ。是れ即ち印紙税、登録税、相續税、取引税、土地増價税と云ふやうな各種の租税がそれぞれ必要になる所以である。今、此等の税目に就て略述するが、先づ相續税に就て述べんに、我國の相續税は明治三十七八年戰爭の際に設けた租税であつて、其後稍、其税率を引下けて居るものである。近來社會問題の喧しい際に於ては、相續税は一面に於て可なり重んぜらるべき問題であるが、他方に於て我國の如き一種特別なる社會組織、即ち家族制度と云ふことの爲

に、相続税は板挟みになつて居る形がある。家族制度を重んじ、又家族制度を我國體と結び付けて、社會組織の根本に重要な關係ありと見る論者から言へば、家督相続の場合に相続税を課するのは甚だ不都合であると云ふ結論になる。甚しきに至つては家督相続税を全廢すべしと云ふ論者もある。之と全く正反對に、相続税は成るべく多く之を取立てよ、今日の如き財産分配の不均衡な時代に於ては、社會政策の見地から考へて相続と云ふ事實、即ち本人の全く勞力を費さない所謂不勞の收入に對しては、而も唯單に富豪の家に生れたと云ふ偶然的事實に基いて、多大の財産を勞せずして收得する者に對しては、最も重く課税しなければならぬと説く者もある。

何れの邦國に在つても、社會民人の思想が必ず歸一するとは言ひ得ない。殊に現今日本の如き思想界に在つては、家督相続は不勞の所得であると云ふのも確かに一つの見方である。大體に於て相続がさういふ形になることは之を認めねばならぬ。何となれば、人が財産家に生れたと云ふことは

相続税賦
課の可否

全く偶然である、此偶然の運命に依つて富豪の財産を手に唾せずして易々と取得して了ふと云ふことになる。又貧乏人の家に生れると云ふことも偶然である、其貧乏人の家に生れ離齟努力して遂に一生涯を窮乏で終り、且重い税を負擔しなければならぬと云ふことも事實である。此點から見ると、富豪の家に生れた僥倖兒に對して税を負擔せしむることは當然であると云ふ、所謂不勞所得と云ふ點から考へて至當の論と思はれる。殊に況んや選定相続と云ふものがあつて、家に法定の相続人が無い場合には親族會議の選定に依つて家督相続人を定める、或は遺産を相続すると云ふ場合もあるのである。斯の如きものに至つては、所謂相続財産は不勞所得の顯著なるものと云ふべきである。乍併、又他方から見れば、相続制度を單に財産承繼の事實とのみ見ることができない場合がある。例へば、田舎に見られ得る代々地主として、幾代も次から次に連綿として家の財産を承繼して居ることがある。此場合には、家の財産は即ち先祖の造つた財産であつて、子

孫が代つて承繼するけれども、是れ恰も法人の管理人が更迭するやうな形であつて、此場合には相續と云ふ事實は起るが、決して人の財産を無償で得たと云ふ觀念ではない、先祖の財産、家の財産と云ふ觀念で取扱つて居るのである。會社の重役が代つたからと云つて相續と云ふ觀念がないのと同じであつて、不勞所得と云ふやうな意味で親の財産を繼ぐと云ふやうなことは考へて居らぬ。故に財産を勞せずして得たと云ふ意味で重く之に課税すると云ふ論は、斯う云ふ場合には當嵌らない。現今、我國に在つて一方には家族制度を飽くまで維持して行かうと云ふ論と、他方には社會經濟の狀態が許さないから已むを得ず家族制度を漸次破壊して行かうと云ふ論とがあつて、而も事實は後者の如き狀態に變遷して來て居るのである。斯う云ふ混沌たる家族制度の時代に於て、自己が何等勞せずして得た財産であるから、之に重い税を課しても宜しいと云ふ點だけを見ることが能きなると同時に、又家族制度を眞向に振翳して相續税を全廢すべしといふ論も

兩つながら誤つて居る。畢竟、或程度の相續税は取るが家督相續の場合には餘り多く課しないと云ふ所に歸著せざるを得ない。茲に於てか相續税に在つては、一面に於て遺産相續であるとか或は又家督相續でも選定相續に對しては重い税を課し、然らざる家督相續は餘り多くの税を課すべきではないと云ふことになるのである。

印紙税

財産の移轉又は契約の締結と云ふが如き經濟的又は法律的事實に對して印紙に依りて徵收する租税が印紙税である。印紙税は其税率を低くし、且、成るべく課税の規定を簡單にして課すれば、納税者の苦痛なく又取引の上にも妨害ともならずしてよく課税の目的が達せられる。

登録税

財産權の創設、移轉、變更等を官廳の帳簿に登録する際に課徵せらるる租税を登録税と云ふて居る。登録税は手数料と混同され易いものである、然し、手数料と云ふのは國家の煩はされたる勞費の點に著眼して其額を定むるのであるが、登録税は登記登録の機會に際して、其登記登録の原因たる事

實に基き當事者の得たる利得又は當事者の經濟資力を捉へて課税すると云ふ差點がある。

取引税

取引税とは、取引所に於ける定期取引に對して課する税である。定期取引に限りて取引税を課するのは、該取引は取引所に於てのみ行はるるもので而も其利得は所謂景氣利得に外ならないからである。

土地増價税

土地の値段が交通機關の發達其他國家又は地方團體の施設の結果、土地所有者の勞費に依らずに騰貴することは何人も認むる所である。此地價の騰貴は所謂不勞又は偶然の利得とも云ふべきもので、此増價に對して課税するのは至當のことである。是れ即ち土地増價税なのである。

土地増價税の課税標準は、前の土地賣買の時の價格と後の賣買の時の價格との差額であつて、兩者の期間の長短が大に關係する。期間が短くて騰貴の度が甚しければ税は大に高くしてよい譯である。土地増價税は國税とするよりも地方税とする方がよいと云ふのは、概して地方政府の施設が

土地の價格を騰貴せしむるに主なる原由を爲す場合が多いからである。

第四款 消費税

消費税は
支出經濟
よりする
課税であ
る

前に述べた經濟交通に依る一時的又は偶然的收入、財産の増加或は財産移轉に課する交通税だけで宜しきやと云ふに、未だ之だけでは十分に人の納税負擔力を押へることができない。何となれば、所得税と云ひ、財産税と云ひ又は交通税系統に在つては、或收入があつたとか、或は財産移轉であるとか、又は現在財産を有つて居るとか云ふことの事實が押へられなければ、其人の負擔力を捉ふることができない。乍併、今日の經濟社會は複雑であつて、所得財産と云ふ方面からばかり押へて居るだけでは漏れて了ふ場合がある。然らば何に依つて負擔力が捉まるかと云ふに、之は消費の方面から捉へることにある。換言すれば收入の經濟からでなく支出の經濟、即ち消費の方から捉へる場合が多い。玄關から入つて見れば分らないが、臺所の方から行つて見ると分ると云ふことがある。故に臺所の方から行つて

其負擔力を吸收する必要があるのであつて、之が即ち各種の消費税を設ける所以である。

酒税及
煙草税

此問題に就て理想的のものは酒、煙草である。酒と煙草は一般に多く消費されて居て而も尙所謂生活の必需品とは言へない。酒や煙草をのむのは即ち彼に或程度の餘裕がある、餘裕と云ふ程ならずとも或程度の負擔力があると云ひ得るから、其消費の方面に對して税を取る。之が即ち消費税である。

本來の理論としては、成るべく生活必需品には課税すべきでない、鹽の如き木綿織物の如きものに對しては課税しない方が宜いのである。其點から見れば酒、煙草などに對する課税は至當である。砂糖の如きは生活必需品には相違ないが、負擔力の少い者は極めて少量を消費しても済むものであるから課税しても宜しいと言ひ得る。鹽に至つては生活上必要なものであつて何人も消費する、殊に勞働者は餘計に鹽を消費しなければならぬ

鹽專賣

のである。而も鹽は品質に餘り差等がなく、富豪の家で漬物をするのも貧家で之を爲すのも、一向鹽に差はない、而して又其消費量に於ても左程違ひがないのである。されば、斯かるものに對して課税することは不可なるものであると云ふことになる。乍併今日我國に於ける鹽專賣は全く收入專賣と云ふことを離れて了つて居る。何となれば、政府は鹽專賣に依つて何等収益を得て居らない。恰も世間で米の値に高低の甚しい爲に米專賣を行つて欲しいと云つて請求したのと同じ意味の鹽專賣になつて了つた。唯、其專賣の効果としては、若し之なかりせば一旦鹽の供給不足の場合に當つては米騒動の如き鹽騒動が起り得るのである。今日では、鹽の値段は一定され、且到る處に供給されて居る。即ち收入專賣でなくして全然異つた公益專賣を行つて居ると云ふ状態にある。故に、現在の鹽專賣は毫も批難する點を見ない。されど、我國の如く高い燃料を用ゐて鹽を製造して居つては、其製品の價ばかりでなく燃料の問題に苦しむ時期が来る。朝鮮或は

關東州、山東省等の鹽は天日製鹽であるから、從て安價なのが當然である。此等のものが我勢力圈内の植民地から輸入されるのである。然るに、我國の鹽は主に山陽道の南岸、四國の北岸に於て製鹽して居るが、高い燃料を使つて居るので生産費は多く要る。勞働賃銀が高くなり燃料が高くなるから從て鹽も亦漸々高價となる。元來、鹽專賣に依つて政府が何等の収益を擧げ得ない理由は、初め政府は鹽の生産費を見て、年々其買上値段を定め、百斤に付て一圓四十八錢以内を加へたものの價格で賣ると云ふことになつて居る。所が買上價格が高くなつたから之に對して一圓四十八錢以内を加へて賣つたならば、鹽は非常に高價なものになる。それ故に、政府は鹽を製造者から買上げて何等の収益なく其儘で賣つて居ると云ふことになり、單に生産者を保護して居るに過ぎない形となつて了つたのである。されば、鹽專賣實施當時に於ては、政府が植民地、外國輸入などの關係で十洲鹽田を保護して高い鹽を買つて居ることが宜いか悪いかと云ふ問題があつた。

仍で、目下海水日光直射と云ふことを研究して居る、果して海水日光直射といふ方法で鹽がとれるかどうかは疑問であるが、何れにせよ我國の鹽の問題は將來どうしても解決しなければならぬ。今、吾々は十洲鹽田の高い石炭を使つて煮詰めた鹽を使つて居るが、此海水直射の方法が成功すれば、五分の一位の生産費で出来る鹽を買ひ得るに至るのである。

織物消費

次に織物消費税である。織物は總て必ず着物になると限つたものではないが、現在從價一割の税を取つて居る。當初は此税に對し大なる批難があつた。蓋し、織物は生活必需品たる着物の材料であつて、着物に課税するのは恰も人頭税を課すると同一であると言ふ論である。少くとも木綿織物に一割の税をかけると云ふことは、絹織物又は絹と木綿とを交ぜた織物と比べて權衡を得ないことは事實である。乍併、生活必需品に課税するところが、其税率さへ低ければ必ずしも不可なるものでない。何となれば、着物の材料になる織物種類が多い且値段の相違の甚しいものは他に殆ど見

ないと言ひ得る。砂糖などは第一號から二十何號迄等差があるが、其値段の開きは織物程に甚しくはない。それから又、織物位金力の有るに委して消費することの能きる物はないのである。殊に婦女子などは殆ど着物の犠牲になつて居ると云ふやうな觀があるから、金力の豊富なものに女の着物の爲に税を拂はせると見れば左程不當のものではない。他面貧困者に對しては、現今の市場に在つては古着のやうなものが豊富に供給されて居る。適當な消毒方法さへ施せば古着と雖も衛生に害はないのである。織物消費税は價格の一割であるが、それが古着になつた場合必ずしも其價の一割の割合で税がかかつて居るとは言へないから、或意味に於ては奢侈の爲め即ち金を左程有益に使はない者に對して課税するといふことになるのである。尤も織物消費税は絹織物に對しては比較的課税を重くし、絹織物交織は其中間に置くと云ふやうにしたならば、金力の有る者が多く負擔すると云ふことになり、極めて公平な課税と言ひ得るのである。併し綿織物

酒精含有
飲料税

の課税は財政に餘裕あれば廢するに如くはないと云ふ理由は十分であるので、大正十五年の税制整理の際之を廢止することにした。

次に酒精を含有した飲料に就ては、亞米利加は絶對禁酒國であるから別であるが、然らざる國々に於ては何れも國庫の財源として極めて適當なものとせられて居る。此酒精含有飲料税は漸次に其税率を高めて增收することを得るものである。酒税に在つては、一度に其率を上げると却つて消費が減ずる。例へば一石三十三圓取つて居た税を三十五圓にし、四十圓にし、更に四十五圓にすると云ふやうに漸次其率を高めることの能きる性質のものである。若し衛生或は教育の點から言つて、酒の消費者が段々減つて行けば格別であるが、尤も我國に在つても人口増加の割合に日本酒の造石高が殖えないのを見ると、或は飲酒家は比較的減つて行くかとも見られるが、併し消費税が絶對に減ずると云ふことはない。何となれば、飲酒の習慣は妙なもので、少しづつ税を増して行くと飲酒家はそれに附いて行くもの

である。一石三十三圓の税を突如四十圓にすると、非常に高いやうに思つて、當初は酒を飲むことを躊躇する者も出来るが、それが永く続くものではない。酒や煙草の習慣を有する者は皆さうである。嘗て敷島は八錢であつたのが、今十八錢であるから人々は皆廢めるかと思ふとさうでない。八錢から一躍して十八錢になれば或は之を廢めて他の低い價のものにするかも知れないが、八錢から十錢、十二錢となり、更に十五錢となり十八錢となつても事實依然として廢めるものがないのである。是れ即ち消費税の段段其率の高くなる所以、而して又增收する所以であつて、收入の上から言へば專賣の一つの特長と見るべき點である。

酒精を含まない飲料が近來盛んになつた。例へば平野水とかサイダー、シトロン、ボルドーなどと命名した飲料は、唯々婦女子に悦ばれて居るのだと思ふとさうでない。現今では總ての宴會に用ゐられて居る。従て清涼飲料税を起さうと云ふ論が大分前から唱へられて居つた、即ち百分の一未

滿の酒精を含んで居るものは清涼飲料として課税する。之が消費税の問題として喧ましかつたのである。遂に大正十五年清涼飲料に税を課することになつた。

次に重要なるは外國から入つて來る貨物に對する輸入關税の問題である。輸入關税は消費税を取立てると云ふ目的を達する外に最も重大なる關係がある。即ち産業保護の手段に用ゐるのであつて、近來は自給自足、詳言すれば自分の國で總ての物を生産したいと云ふ考へが段々盛んになり、何れの邦國もそれに近づくやうな政策を採つて居るのである。之に對する一つの手段は即ち關税問題であらねばならぬ。我國に在つては、條約改正以前には關税と云ふ問題はなかつた。明治四十四年の條約改正に依つて始めて自由に保護關税主義を立てることが能きるやうになつたのである。其趣旨は畢竟するに、自分の國で現在多少生産され、且將來は大に生産され得る確信ある場合に、今外國から同種の安い物が入つて來ると、折角生

關税

第三編 收入論 第二章 租税

産しつつある製造が到底立ち行かない、若し茲に關稅を設けて外國から入つて來る物に課稅すれば、從て之は内地で高く賣ることになり、内地品は之と或程度の競争が能き、更に愈々高くなれば遂に向ふから入つて來なくなると云ふことになるのである。故に自國で現に生産しつつある事業が成立つて行き、外國品と競争を爲し得るならば其物品に對して關稅を課すことが合理的であると言ひ得るのである。之が即ち保護關稅である。唯、將來見込のあると云ふことが確實なものでなければならぬ。勿論兵器の材料の如きものに於ては、之を我國で自給自足する趣旨から、將來と雖も到底安く出來ないと云ふ場合に在つても、已むを得ず保護關稅を課することも無いではないが原則として保護關稅は將來關稅の保護なくとも立派に生産し得る望の確實なる産業でなくては設定してはならぬのである。

關稅は一般消費者に對しては迷惑であるが、外國品を高くして内地へ入れないやうにすると云ふ考へで、何れの邦國でも設けられて居る。併し保護關稅を設けても發達の見込なき事業が成立つものでないから、之を設けるに當つては慎重に考へなければならぬ。若し一旦過つて之を爲したならば、急に撤廢することは困難である。何となれば、現に或事業を行つて居る、保護關稅の爲に漸く其事業を繼續して居ると云ふ場合に、關稅保護を廢絶すれば外國品が流れ込んで其事業は倒れて了ふのであるから、保護關稅を設ける際には深き注意を要するのである。

第三章 手数料

手数料の
觀念

手数料は國家の公經濟的収入の一であつて、或人が國家又は地方公共團體の勞務を煩はした場合は其處に或利益を受けるのであるから、其勞務に要する費用の全部又は一部を負擔せしむるといふ趣旨を以て特別に課するものである。若し其事實が個人の利益と伴はないものであるか、或は個人の利益の爲に爲すのでないならば、國家の勞務に對して手数料は要せない。例へば、戸籍謄本の下附を請ふには手数料を納める、何となれば、戸籍謄本を貰ふと云ふことは當事者が何等かそれを自己の必要とする場合である、必ずしも金錢上の利益ではないかも知れないが他に利益を受け得る場合である。又戸籍謄本を渡すと云ふことは單に一私人の利益とのみ限らない、國家が戸籍謄本を作つた上に於ては、國家として之を下附するのは當

然ではあるが、或程度までは戸籍謄本を貰ふと云ふことに依つて私人も或利益を受けるのであるから、其戸籍謄本の下附と云ふことに要する經費を其者に或程度まで負擔せしむるのが公平ではないかと云ふ觀念が、手数料の起つて來る理由である。又或免許を受けるとか、營業等の鑑札を受けるのと云ふやうな場合に手数料を拂ふ、或は藥品又は礦物等を分析して貰ふ、飲料等を衛生試験所で試験をして貰ふ場合に手数料を拂ふ、皆同様の考へである。衛生試験所或は工業試験所を設けるのは、或一個人の爲ではない。之を設けて衛生試験、工業試験をすると云ふことは衛生上或は工業上の發達に必要な施設である。必要な機關であるけれども、或場合に特定人が工業上或は衛生上の試験をして貰ふと云ふことは其人の利益であるが故に、其經費の一部を負擔せしむると云ふことが公平ではないか。之を無料で行つたならば一層適切であるけれども、若し手数料を取ることなしに之を爲したならば、それは非常な手数料に忙殺されることになる。手数料を煩は

手数料と
官業収入
との差異

すことが頻繁になり過ぎて、國家が衛生試験所や、工業試験所を置いた目的に副はぬことになる。要するに、國家公共團體の勞務を煩はした際其一部の經費を負擔すると云ふのが手数料を徴する觀念である。或は鐵道に乗つて料金を拂ふと云ふことを手数料の如くに考へて居る人もあるが、決してさうでない。鐵道料金を拂ふと云ふことは國家の勞務を煩はした其經費を負擔する意味ではない、鐵道と云ふ運輸業を營むといふことに對する料金であつて、運賃を拂ふと云ふ主義である。即ち相互交換の觀念で運賃を拂ふのである。故に手数料を拂ふと云ふ趣旨、換言すれば一部の經費を負擔すると云ふ趣旨とは全然別異の觀念である。然らば郵便電信は如何、之に付て行政法學者は手数料として説明して居るやうであるが、郵便電信は手数料主義ではない、一種の官業である。郵便電信と云ふ通信事業を行つて居るのである。勿論、郵便電信は公益に密接な關係のあるものであるから、儲け主義のみでは不可である。乍併、郵便電信の料金は郵便電信の經

費を支辨するに足りさへすれば宜いと云ふ料金の定め方ではない。郵便電信と鐵道とは其點に於て相似たものである。成るべく料金は低く定めると云ふことは宜しいが、之を以て直ちに經費を支辨するに足る程度に止めなければならぬといふ論には反對しなければならぬ。

第四章 特別賦金及分擔金

特別賦金と云ふものは主に地方に於て起るものであつて、道路を造り、河川の修理をすると云ふ場合に特に其道路、河川の修理修築に依つて利益を受くべき沿道或は沿岸の人民に對して特別の負擔を課するものである。此場合は其事業に依つて利益を受けると云ふ點に於て普通の租税と異なるものであり、又手数料とも違ふのであつて、之は一種別様の公の賦課と見なければならぬ。

地方分擔金の性質

特別賦金は租税と異なり、手数料とも異なる

地方分擔金と云ふのは、例へば河川の修理の場合であれば、其修理は元來各府縣の爲すべきものであるが、乍併、數府縣に互つて流れて居る河川の修理は、各府縣に於て各別に爲すよりも、中央政府が統一的に之を修理し又は治水事業を行ふ方が宜しい、其代り其經費を各府縣に分擔せしむる。府縣

は中央政府の命令に依つて之を納付するものを云ふのである。之は國際間にも生じ得るので、聯邦を組織して居る國家であると、其聯邦の間にも生ずるのである。例へば戰前の獨逸帝國の如きは、各聯邦が獨逸帝國を組織して居るのであるから、普魯西であるとか、バイエルンであるとかが其經費を獨逸帝國に對して納付する。分擔金とはさう云ふ意味に於けるものである。

第五章 官有財産收入

國家の收入には二方面あつて、前述したるものは即ち公經濟的收入であるが、茲に述べんとするのは私經濟的收入に就てである。

私經濟的收入と云ふのは、要するに政府の財産收入又は政府の事業收入と云ふことになるのである。官有財産の收入の中で論ぜらるべきものは土地と森林と動産殊に有價證券とである。就中、其主なるものは森林であると言ひ得る。地方公共團體が土地を所有して之を貸付けて收入を得ると云ふやうなことは多少之があるが、國家が土地を有して居り、之を貸付けて地代を取ることは極めて僅少なものである。

土地

先づ土地の問題としては之を人民に賣拂ひ、而して所有權を得せしめて對價を取る。或は其他の租税を取る。斯う云ふことに付て種々財政上、經

濟上困難な問題が起るのである。現今の如き社會問題の喧しい時に當つては、政府の土地を農業用の土地として之を拂下けると云ふやうな場合には、餘程慎重な考へを有たなければならぬ。殊に大地主が殖えると云ふことの利害を大に考へ、農村の社會政策を眼中に置いて處分すると云ふことは最も必要である。乍併、之は財政問題と云ふよりも農業政策或は土地政策、場合に依つては社會政策と云ふ問題から考へることである。

森林

森林にあつては國の財政上の關係からも、國の一般産業の上からも餘程重要な問題である。殊に我國の如く水田が國民の主要なる食物を供給する場合には、水田と森林との關係は深く考へられねばならぬ。徳川時代には各藩に森林行政と云ふものが整つて居つた。明治時代になつて總ての舊制を破壊すると云ふやうなことで、森林制度が全然廢れて了ひ、茲に森林濫伐の弊が現はれて洪水を各地に見たのである。山に木があると云ふことは、氣候の上、雨量の上、河川の平準、魚族の集來の上に於て、又楫舟の便、防

風雪の點に於て甚大の效力あるものである。されば、森林濫伐の結果、雨が降れば山の土砂が谷川に流れ落ち、川床が淺くなつて河川が汎濫する。河床が淺いから常に水を湛へないで、雨が降れば忽ち汎濫するのである。從て水路の上から言つても、水田灌溉の上から言つても、米を作つて居る日本としては非常な不利益を受けたのである。故に山林は私人が所有するよりも、國家又は地方公共團體が有つて居るべきである、其意味に於て保安林と云ふ問題も起る。更に材木を生産する方面から見れば、一體森林なるものは、小資本家が早く資本を回収しやうと云ふことに對して不適當のものであつて、子孫の代になつて始めて役に立つと云ふべき性質のものであるから、大地主が有つか、更に進んで國家が之を有つべきである。材木は元來自然と云ふものに依つて成長するのであつて、而して又、材木の値段は一般需要供給の關係から左右される。從て政府が行つたからと云つて私人が爲すと其結果に相違の大なるものはない。此點から考へて國有森林を經

營すると云ふことは、生産の上から言つても、殊に分配の上から言つても極めて適當である。數年前、大阪に大火があつて市の四分の一も焼けたことがある。其機に乗じて同市の材木商が値段を暴騰せしめて大に儲けやうとした。其時に大阪の大林区署が秋田の大林区署から材木を取り寄せて大阪で賣ると云ふ計畫を立てた。果して計畫が立つて居つたかどうか知らぬが、斯う云ふ聲を大にした爲、大阪市の材木商が凹んだと云ふ話がある。政府が山林を有つて居つて材木を伐り出して或程度まで調節をすれば之だけの効果はある。尤も民間にも多數の製材所があり、山持ちもある。若し政府で壓迫を加へることがあれば民間の山持は之に堪へない。此點は餘程注意すべきである。現在、材木に依る國家の収入は多くはないが、併し將來材木の需要がどの位進むか分らぬ。殊にバルブに使ふものなどは非常に多いのであるから、十分に山林の保護を行つても尙且將來の需要に追はれる形勢である。されば、政府は、之を有することに依つて一面には収益

を得、一面に於ては一般材木業者に對する制裁手段ともなり、又國土保安に
適ふと云ふ點からも、森林を國有として置くが適當であらうと思ふ。

有價證券

官有財産の内には尙政府が動産、殊に會社の株券或は債券を所有して居
ることがある。乍併、唯配當を得る目的で會社の株式を所有することは殆
どないと云つて宜しい。即ち多くの場合に於ては、會社の成立を助成する
意味に於て其株式を引受けるのである。或は官民合同の出資に依つて特
別の會社を起すやうな必要のある場合に、其出資として結局株式を引受け
ると云ふことになるのである。唯、南滿洲鐵道會社の如きものは少しく性
質が違つて居り、之は東清鐵道の後を承けたのであるから、條約等の關係上
結局政府で鐵道を經營すると云ふことが不便である爲に、其所有に屬した
る鐵道、鑛山等の財産を出資として滿鐵會社が出来たのである。其後、滿鐵
會社は株主としての政府が常に資本の半額を引受けて居るが爲に、最近の
滿鐵會社の増資に際して、政府は更に滿鐵會社の社債金を肩替りとしてそ

この出資に充てたと云ふ極めて變態的の出資をしたのである。何れにし
ても政治上或は經濟上等の特別目的の爲に會社の株式を所有することが
あるのであつて、唯會社の配當其ものを目的として株式の引受を爲すこと
は現今ではないと云つて宜しい。勿論、會社の株式を所有する其結果とし
て相當の配當を受ける場合は生じ得るが、乍併、多くの場合は會社の成立を
助成する趣旨に出づるのであるから、設立當初より相當の期間中は會社の
他の一般株主に對しては配當するけれども、政府の所有株式に對しては配
當を受けないと云ふことが寧ろ普通の例である。従て財政上の問題とし
て、政府が株券、債券等を有つて居ることに依る収入に關しては、大して重き
を置く要がないのである。

第六章 官業收入

官業には唯収益のみを主眼とするものと、公益を主とするものとある。其公益を主とするものにも収入の伴ふものが尠くない。従て或場合に於て収益と公益との何れを主眼とするやに就ては、其國の財政状態から考へられねばならぬ。

專賣官業

官業の収入は可なり大きなものである。唯其中で所謂消費税を取ることの代りに行ふ專賣の収入例へば煙草の專賣、或は現在では其目的を變更せられたが當初に於ける鹽專賣又は樟腦の專賣と云ふやうな收入主義の專賣は、一面に於て官業である。其収入は極めて多大であると同時に、主として財政上の目的に供せられて居るのである。乍併、其他の官業に至つては單に收入主義のものは極めて少いのである。例へば製鐵事業、印刷事業

工業官業

或は兵器の製造等も之を營んでは居るが、此等の事業は或は國家自身の需要に基くものであつて、印刷事業、兵器の製造の如きはさうである。又製鐵事業の如きは政府が収益を擧げると云ふのが其主眼ではない。即ち鐵を造ることは其鐵の賣下代金に依つて大に収益を擧げやうと云ふのではなく、製鐵事業を内地に導き入れて之を模範事業として一般製鐵事業を勃興せしめやうと云ふ趣旨にある。故に此等の事業に就ては、寧ろ經濟政策又は狹義の工業政策から論ぜらるべきものが多いのであつて、財政主義の下に論ずることは現今では餘り重要とせられない。乍併、兵器の製造の如きものは陸海軍の需要に應ずるのであるから、勿論事業其ものは収益を目的とせず、損にならない程度に於て之を經營すれば宜しいのである。印刷事業の如きものも大體に於てさうであるが、併し印刷局は日本銀行其他民間の需要にも應ずることあるが故に、相當に収益を擧げ得るのである。製鐵事業も戦時中の如き、鐵が殆ど外國から來ないので非常に値段の騰つた時

交通官業

の如きは多大の収益を挙げたけれども、現今の如くに其値段が下つて居れば、自然製鐵所自身の収益は大に減ぜざるを得ないことになるのである。郵便、電信或は電話等は諸外國に於て國の獨占事業となつて居るものが多い。尤も、電信電話は今日と雖も外國では私設會社に營まして居るものも少くない。此等は元來社會公益の爲に低廉なる料金を以て確實迅速に經營し、且外國との連絡を取つて營むべき事業であるから、自ら政府の獨占官營が適當となるのである。而して其事業は固より収益を主眼とすべきものでないのであるが、乍併、直ちに實費を支辨するに足る程度に於て營まねばならぬと云ふことに、事業の經營を定める必要もないのである。郵便、電信料金の如きも他の一般の物價と或程度までは歩調を一にして、其國の文化、其國の交通通信を妨げざる程度に於て料金を定めれば宜しいのであつて、決して收支漸く相償ふと云ふ結果を見るが如き程度に料金を低めなければならぬと云ふことはない。餘り料金を低廉にすれば徒らに却つて通信を濫用するやうな結果になる。故に此點は直ちに収益主義に依ること

を許さないと同時に、大體手数料主義にも依ることが能きない。乍併、相當の益金が之に依つて擧がつて來ると云ふことは何等忌むべきことでなく、而して其相當の収益なるものは或程度迄國家の一般財源として差支はないものである。

第四編 公債論

第一章 總論

元來、國家に在つても地方公共團體に在つても、収入と支出とが相適合することが其理想である。殊に國家財政に於ては其必要とする經費を支辨するだけの収入が得られ、而して豫算上に於ても、將た決算の上に於ても收支の平衡(バランス)が取れる。斯う云ふ状態が極めて望ましいのである。乍併、國家は實際生活の上に於て有機體として生きた働きをするのであるから、さう機械的に豫算の上に於て収入、支出のバランスが取れ、且決算の上に於ても亦然ると云ふことを期することは至難である。又豫算の上に於ても収入と支出の均衡を得らるる場合は寧ろ少いと言ひ得る。抑、豫算

國家財政
上收支の
不適合な
因生ずる
原を

の編成の上から考へて、収入豫算と支出豫算とが極めて合理的に編成されたとして、而して國家が無事平穩に一ヶ年を經過して行つたとすれば、其處に多少の剩餘を生ずることは寧ろ當然である。又寧ろ國家財政の健全なる情勢なりと言はなければならぬ。蓋し、豫算を作る上に於て、収入豫算は稍々之を内輪に見積ることが、豫算編成の上に於て安全なる遣り方である。例へば、一億圓の豫算金額とすると、實際に於ては一億圓を多少乍ら超えたと云ふ見込がある。併し各種の事情より萬一を慮つて安全率を取る結果、一億圓を計上したと見るならば實際やつて見れば収入が一億圓を多少超える譯である。収入豫算は斯の如き考へで編成すべきものである。從て故意或は不注意な計算を以て甚しく内輪に豫算を見積ると云ふことであれば、之は寧ろ不當のものである。故に我國の歳入豫算の如きは多少内輪に見積り過ぎて居ると云ふ批難がある位で、餘り内輪に見積ると云ふことは是亦決して得策ではない。何となれば、若し例へば一億三四千萬圓ある

歳出入豫
算の安全
率

ものを一億圓と云ふ歳入豫算を計上することになれば、尠くとも次年度に於て三四千萬圓の仕事が早く爲し得たに拘らず、歳入豫算の見積りが少な過ぎたが爲に、さう云ふやうな経費を計上し能はざる豫算を編成しなければならぬことになる。故に豫算を特に内輪に見積り過ぎると云ふことは宜いことではない。けれども、多少安全率を見る以上は少しく内輪に見積る、勿論程度問題であるが、兎に角内輪に見積ると云ふことは歳入豫算を作る上に於て相當である。反之、歳出豫算は安全率を見る以上多少の餘裕を存して多額に見積る。斯かる方法に依つて、雙方の一億圓と一億圓とが相對して居るならば、之は豫算の編成法として極めて合理的であると言はなければならぬ。されど往々個人の豫算に於て見るが如く、出る方を寧ろ少く見積り、入る方を樂觀して多く見積ると云ふやうな豫算の編成は極めて危険なものである。例を以て言へば、一億圓の歳入豫算であれば三百萬圓か五百萬圓が餘計入る。反之、一億圓の歳出豫算は先づ普通の場合では九

千九百萬圓で上がると云ふことに見なければならぬ。故にさう云ふ無事泰平の場合を考ふれば、そこに三四百萬圓の剰餘金が生ずることは當然である。而して斯の如くして剰餘金が年々生ずると云ふ状態であるならば、財政の基礎は至極鞏固である。國民經濟は順調に進みつつあつて、所謂健全なる財政と云ひ得る、歳入歳出が豫算上に於て權衡を保つのみならず、決算上に於ても規則正しく僅かに剰餘を生ずると云ふことであるならば、之は理想的の財政状態と云つて宜しいのである。所がさう云ふ状態を呈する國は極めて少い。我國の如きはどうか、之は又從來極めて多大なる剰餘金が生じたのであつた。其之を生ずる理由は歳入豫算の見積り方が餘り過少である。過ぎたるは及ばざるが如しと云ふのは即ち之で、安全率を取ることも必要ではあるが、併し餘りに見積り方が少い。其上、歳出豫算の方は使ひ切れないやうな額を要求して居るのである。例へば工事實の豫算の如きものは、年度内に總て金を使ひ切ると云ふやうなことは殆

國庫剰餘
金の生ず
る理由

どない。大抵一年限りの工事であるとする、會計法の規定に依つて大蔵大臣に年度繰越の承認を受けなければならぬと云ふやうな状態である。其他繼續費であれば尙更であつて、其繼續年度の終りに使ひ切ると云ふことは極めて稀である。斯の如く、思ひ切つて不必要なる多額の豫算を要求するのであるが、各省に於てはどうかと云ふと、會計課長と云ふものは何時も責任を負はなければならぬ點から無理もないが、年度の末頃迄は經費を使はないやうに各局課の要求を減額査定して、其多くは之を斷つて儉約して置き、年度末に近くなつてから金が餘つて來るから、從て無理に之を濫費する様な傾向を生ずるのである。又四月に年度を開始して二三ヶ月経つと次の年度の概算を要求することになつて來るのであるから、此意味に於て官廳は仕事をする役所であると云ふに拘らず、豫算の要求にのみ追はれて居ると云つてよい。斯の如き状況であるから剰餘金を生ずる譯であるが、無論全く不用になつた金ばかりではない。來年度に繰越して

過大の利
餘金を生
ずるは不
合理なり

置かなければならない金もあるが、兎に角歳入豫算が甚だ過少に見積つてあるから豫算より餘計に入り、支出の方面では要らないものが生ずると云ふ結果になり、それで差引勘定をするが故に、一般會計十四五億圓の豫算に於て二億圓又は三億圓も残ると云ふ場合があり得たのである。然らば、其残つた場合即ち剩餘を生じた場合には、當局者及一般國民はそれに就てどう考へるかと云ふに、政府は之を得意とする傾きがある。曰く政府の諸般の財政政策は其方針宜しきを得たが故に歳入が非常に殖えた、自然増収が多くなつた、而も歳出豫算に於ては極めて節約を實行したが故に此數億の剩餘金が生じたものであると。國民も亦政府の財政の剩餘を悦ぶと云ふやうな傾向がある。之を少しく考察して見ると、若しも其當時の財政に於て收入豫算が實際適切に見積られ、例へば収入が七億二千萬圓と見積られて八億圓入つて来るならば、残りの八千萬圓と云ふ金は他に使ひ得たる金である。即ち一年早く事業に著手し得たのであつて、更に有益なことが爲

し得られたのである。然るに豫算の見積りの少きが爲に、それだけ漫然として仕事を遅らしたと云ふことになる。若し又實際に八億圓入るのに七億二千萬圓で金が足るならば、そんなに租税を餘計取立てる必要はないのである。換言すれば租税を一割取る所を八分取れば宜いのである。故に、取ることが至當であつたならば何故事業を早くしなかつたかと云ふ批難を免れない。歳出豫算に於ても亦然りであつて、苟も經費を節約して定めると云ふ方針から言つたならば、使ひ切れない多額のことを請求すると云ふことは既に誤つて居る。何れにしてもさう云ふ理由に依つて國庫剩餘金が多額に生ずると云ふことならばそれは必ずしも喜ぶべきものではない否寧ろ不都合と云はねばならぬ。

剩餘金の
支出

斯の如くにして残つた國庫剩餘金と云ふものは、どう云ふ風に使はれるかと云ふと、其金は多くの場合に於て、之は我國の悪い習慣であるが、所謂國庫剩餘金支出とか或は責任支出とか云ふ名目を以て、議會の豫算議定權を

蹂躪する手段となる傾きがある。之は第二議會以來の惡習慣であつて、之を以て直ちに憲法違反であるか否かは茲に論じないが、斯の如く剩餘金の性質は極めて無造作に又甚だ不謹慎に認められ取扱はれて居り、國民が憲法を見て居る精神とは悉く相違するのである。例へば、西伯利出兵の如きものに在つても、多大の國庫剩餘金がある爲に議會に諮らずに出兵の費用を出したのであつた。其外、剩餘金を以て多額の豫備金外支出を爲して居るのである。惟ふに、歳入歳出の豫算が合理的に編成せられ、極めて無事泰平に豫算の執行が出来、年々極めて規則正しく剩餘を生ずると云ふ状態であるならば、決して斯の如き不合理なる、不穩當なる、不謹慎なる剩餘金支出と云ふものはない筈である。而して又議會の豫算議定權も自然に重んぜらるることになる。此意味に於て收入不適合と云ふことに基く國庫剩餘と云ふ問題を、國民も亦誤解して居ると云ふことが言はれ得るのである。

剩餘金の
合法的支
出

此國庫剩餘金を最も善く利用せんとするならば、それは又外に其途があ

惡稅の廢
止及稅率
の輕減の
は國債の
償還の又

るのである。勿論避くべからざる緊要の場合に於ては所謂責任支出を爲すも亦致方がない。其外若し剩餘が極めて多額であるとしても、既に生じたものは致方がないのであるから、此剩餘金が經常的に生ずるものであるならば、惡稅の廢止、或は稅率の輕減と云ふことに向けるのも一つの方法である。或は又國債の償還と云ふが如きは剩餘金の最も適切なる又最も合理的の支出方法である。されば剩餘金の支出方法として之を以て不急不要の事業を企てたり、或は政黨などが黨の利益の爲に之を利用しやうと考へたならば、大に之を戒めねばならぬ。

金庫不足
即ち一時
の現金不
足

併し茲に困難なる問題は收支不適合の中の收入の足りない場合であつて、之が又屢生ずるのである。尤も單に不足と云つても種々の場合があるが、其最も單純なるものは所謂一時の現金不足と云ふことである。又之を金庫不足(カッセン、デフイジツト)とも言ふのである。即ち支拂をする以前に歳入金が正確に國庫に流入するならば何等の問題がないのであるが、乍併

我國の如くに年度の始めに於ては誠に収入が少い、租税其他の収入が一般に年度の後半期に入つて来るやうな租税納期の仕組であると、収入金が支出を爲す必要の前に全部入つて来るやうな譯には行かない。されば、其年度を通じて決算をすれば過不足はないけれども、或時期に於て一時的にどうしても現金の不足を生ずると云ふことがある。恰も私人經濟に於て屢生じ得る現象であつて、例へば月給受領の前約一週間位といふものは極めて現金不足を告げて居る、乍併、俸給が入つて來れば拂ひ得る場合である。此場合に於て國庫はどう云ふ手段を以て之を補填して行くか、之は私人經濟であつても同じであるが、此場合日本銀行に一時融通して貰ふ、即ち一時の借入金をする、又は所謂大藏省證券の發行をするのである。大藏省證券は年度内償還を原則として居るものであつて、唯專賣局、製鐵所等の融通證券だけは年度を超えても宜しいが、其他は一年と云ふ風に定められて居る。英吉利あたりでは多少年度を跨る大藏省證券を認めて居るが、我國では一

大藏省證券の發行

般會計に於ては大藏省證券なるものは全く年度内に償還すべき一時の融通の爲の證券である。而して之は利附ではない、九十日とか云ふ極めて短期であるから割引で發行するのが例である。銀行などは短期のものである爲め悦んで引受ける性質のものである。此大藏省證券を發行して、現金を國庫の手に收めて現金不足を補ふのである。唯、茲に注意すべきは大藏省證券を猥りに發行するやうになつては遂に年度を超える虞があり、又大藏省證券と雖も餘り發行を頻繁にすると金融界に悪影響を及ぼすことがある。されば、會計法に於て豫算と共に年度内に發行する最高金額を議會の協贊を経て定めることにして居るのである。斯の如く、大藏省證券に依つてか或は利息を付けて日本銀行から一時借入金を爲して現金不足を補つて居る。

真正不足

前述の如き現金の一時的不足でなく、真正不足即ち本當に不足する場合は更に困難なる問題とせられる。此真正不足にも種々の場合あるが、之を

大別して經常的不足の場合と臨時的、一時的不足の場合とに分けて考へることが能きる。

經常不足

經常的に足らぬ、詳言すれば其國の經常收入を以て經常費を支辨して行くことが能きないと云ふのが即ち經常不足である。例へば、吾々私人經濟で云ふと、毎月の收入では其毎月の生計費を支辨するに足らぬと云ふ状態、換言すれば經常收入を以ては毎月の經常費の支辨が能きないと云ふ場合に如何にするか。元來、財政と云ふものはむづかしいものではない、個人經濟の理論は國家にも亦應用が能きる。政府は世帯が大きくてやり方が大袈裟であると云ふに過ぎない。毎年國庫に不足を告げて、經常財源で經常費を支辨することが能きないと云ふのに對しては二つの途がある。此二つの途を別々に取るか、或は二つの途を合せて取るかの外はないのである。其一つは經常費を節約することで、即ち行政財政の整理に依つて經費の節約を圖るにある。之は從來政府が屢、行つたことで、又現に行ひつつあるこ

行政財政の整理に依る經費の節約

とであつて、即ち行政整理、財政整理と云ふ名の下に經常費を節約すると云ふのである。乍併、從來行つた政府の行政財政の整理は、若し之を正直に言はしめたならば甚だ不徹底な、甚だ姑息的なものであつて、而も大した効果が擧げ得られなかつた、且又甚だ合理的でないと言はなければならぬ。何となれば、從來の行政整理と云ふものは、大體に於て人員淘汰即ち役人の首を切ると云ふことだけであつて、又斯く心得て居るのが大部分である。それに伴つて多少給與等に於て或は廳費に付て幾らか經常的の費用を減ずると云ふこともあり得るが、要するに大部分は役人の首を切ることが行政整理なりと心得られ實行されて來たのである。國務は益々繁劇を極め、一層複雑になり數量も亦多くなるに拘らず、國の仕事の遣り方を變へないで徒らに役人の首を切る、さうして俸給費に於て金を生み出す、又一人前幾らと云ふことで出來て居る廳費の中で金を生み出す、又旅費の方で給與を減らすとか云ふやうなことをする。大正二年の行政整理の如きは、古い役人、

又は老朽の裁判官を掃き出したと云ふ點は極めて結構であつたが、其後を段々調べて見ると、裁判所の如きも大正二年廢止若くは併合したやうなものを十一年度迄にすつかり復活して了つた。のみならず裁判所の數は大正二年の時よりは殖えて居る。其他各官廳に於ても大正二年に大分首を切つたけれども、今日になると高等官だけでも當時の三倍になつて居る。斯の如く、行政整理は何故に役に立たぬかと云ふに、行政整理を爲すには行政組織、行政事務の遣り方の方面から組織を立てて行つて人を減らす、費用を減らす、事務を廢めると云ふ順序に行くべきであつて、斯かる案も容易に立てられるのであるが、いざ實行となると、先づ各省大臣は人情としてどうしても自己の管掌下に於て減らされることを悦ばない、又次官局長に在つても其主管事務なり、事業なり、或は役人の數なりに付て減らされることは同様悦ばないのである。そこで、各省に於ては、其屬する豫算の中で、到底減らすことの能きない費用もあるが、兎に角減じ得る費目を豫算額の割合に

於て減額すべきことを相談する。例へば、内務省所管に就て言へば土木局が百萬圓の豫算を有つて居り、地方局が五十萬圓有つて居る場合に、前者は十萬圓減すべく、後者は五萬圓減せよと云ふ相談になる。それを其省で纏めて内閣へ持つて來るといふ段になるから、内閣の各省大臣も自分の省の豫算に於て引き得る豫算があるならば五分減らさう一割減じやうといふことになつて話が纏まる。即ち各省豫算の割合に於て減じやうと云ふことに閣議が纏まつて、其結果を各大臣が齎し歸つて、各局が五分減する一割減すると云ふことになるのである。而して其標準は何に據るかと云ふと事務の繁閑に關係がなく、從來減じ得られないやうな所でも首を切らなければならぬ。乍併、國家の仕事は年毎に複雑になつて來るのであるから直ぐに事務に差支へて來る。そこで來年の豫算には増額を要求するに至り、從て二三年経つとすつと殖え、四五年の後には元通りに還るのである。されば從來行つた行政整理は甚だ不徹底、姑息であつて直ぐに復活して了ふ。

唯其一時は金が出る、大正二年の行政整理に於ては數千萬圓の金を捻出した。しかく捻出したが元來此時の行政整理の結果は海軍の充實を行はうと云ふのであつた。所が多數の官吏を淘汰し大騒ぎをしてやつた行政整理の結果、餘つた金はどうしたかと云ふと、大隈内閣が引繼いで青島の戰の時に使つて了つた。故に行政整理を爲す時には、行政の根本的組織の上から極めて合理的に案を立てて徹底的に考へられねばならぬ。徒らに役人の首を切ることは、切らるる者の不運に止まらず國家の爲に決して利益ではない。

斯の如く、行政財政整理でも消極手段を以て行ひ得る場合は宜しいが、之を爲し得ない場合に在つては如何にして經常收入を増すべきか。それには先づ租税の税率を高めるか、或は新たなる租税を起すか、又は專賣收入に付て益金を殖す方法を考へるのも其一である。或は煙草の値上をする、郵便電信料金を引上げる、其他出來得る限り經常收入を増す方法を採るので

積極的
手段に依る
經常收入
の増加

ある。或は消極的の經費節減と經常財源を増加せしむる手段とを併せ行ふ、此以外には途がないのである。此場合に在つて借金をして經常收入の不足を補ふと云ふやうなことは絶対に不可なるものであることを注意せねばならぬ。是れ吾々私人經濟に於ても同じことで、毎月足らぬからと云つて、毎月借金をしたならば、借金の爲に行詰つて了ふ。されば、消極的には日々の生活の費用を節約して行く、積極的には家婦が内職をして收入を得ると云つたやうな手段を講ずる外はない。此點に於ては國家と私人と何等異なる所がないのである。

臨時的
不足

然らば臨時不足、一時的不足の場合はどうか、之も亦臨時的、一時的不足と云ふやうな簡單な問題ではあるが、一概に其補填手段を決する譯には行かぬ。何となれば、臨時と言つても種々の原因があつて、例へば戰爭であるとか、非常の災害であると云ふやうな爲に金の要る場合は、又それぞれ財源を考へなければならぬ。同じ不足でも電話の擴張をする、鐵道の建設をする

とか云ふ爲に、収入が足らぬと云ふやうなこともある。或は陸海軍の軍事費の爲に金が足らぬと云ふ場合もある。或は又道路河川築港等の爲に金の要ると云ふこともある。此等の場合に於ても同じやうな手段に依つて宜しいか、又其場合に如何なるものを財源として數へ上げるかと云ふことを考へて見なければならぬ。

前年度の
剩餘金

臨時不足を補ふ手段として考へ得るものには、前年度の剩餘金(事實から言へば前々年度の剩餘金であるが、理論的に言へば前年度の剩餘金である)が臨時不足を補填する一つの財源であるに相違ない。それから官有財産の賣却に依る収入である。乍併、前年度剩餘金に就ては、非常に多額の剩餘金が生ずると云ふやうな國は別であるが、然らざる國は之を頼りとすることが能きない。又官有財産即ち政府が不要の財産を所有する場合、我國にあつては官有財産を民間に拂下けるなり、貸付けるなり、或は地方公共團體に賣拂ふなりして、少くとも其利用方法に依つて相當の収入を挙げ得べき

官有財産
の賣却

ものがある。從來陸軍がさう云ふ土地を澤山有つて居つた。曾て大正二年の行政整理の際に、陸軍では自分の所は經費を減ずることは出来難いが、土地を澤山有つて居るから、それを提供して行政整理と相殺して貰ひたいと云ふやうなことを言つた。自分の方から提供する位であるから、よくよく不要であると云ふことにも解せられる。例へば、各地に於て陸軍用地として保有して居る土地は可なり多くある。勿論それが總て不必要ではなく將來用地になるかも知れないが、兎に角多くの土地を有つて居ることは事實である。又陸軍ばかりでなく外の省にもある。將來何か建てやうと云ふ考へで漠然と有つて居る土地が可なりあるから、此等の土地は適當に利用整理せらるべきである。又森林などにあつても不要存置林として政府が營林事業を行はず、又保安林として存置する必要のなきものは現在處分して居るが、併し之は森林特別經營と云ふ方に向ける爲に行つて居るのであるから、之を以て一般の財源とすることは能きない。其他各方面に於け

非常準備金

る官有財産拂下収入と云ふものも臨時不足の補填の手段になるのである。それから、戦争の時などには非常準備金と云ふものを置いて、一時それを使ふやうなこともあるが、それ等の中で結局何が最も多く臨時不足の場合に利用されるかと言へばそれは公債である。即ち結局收支の不適合を償ふ主なる手段としては借金であると言はねばならぬ。是れ収入支出の論を終れば收支適合論を爲す所以であつて、而してそれは公債論と云ふことに歸する。蓋し公債は收支適合の手段として第一に頼りになるからである。

公債

第二章 公債の意義

公債は収入にあらざる債務である

豫算上公債を臨時歳入として取扱ふ點から、之を収入論の中に論ずる者もある。されど、之を租税、官業収入等と同じく収入として論究して差支なきやは甚だ疑問である。何となれば、公債は必ずしも總て臨時収入として整理すべからざるものであるからである。即ち、國が現金不足のときに大藏省證券を發行し、或は年度内の一時借入金を爲すことは、何れの國に於ても歳入として扱ふものでない、従て之を返還するも歳出と見ないのである。されど、大藏省證券又は一時借入金は國の公債の一種である。

又公債は之を發行した場合に必ずしも其發行に依る収入金を國庫が受入るものではない。例へば私設鐵道買收の爲に從來其事業を営みし會社に賠償金を拂ひ、或は戦時の論功行賞の場合に一時賜金を與ふるときは、

公債を發行して之を交付するのである。斯の如き場合の公債は勿論歳入にあらざることは明かである。

更に、又公債は普通の國庫の收入であると云ふならば、其收入に對して支出のあるべき筈がない。然るに公債は結局其利子と元金とは更に國庫より支出せられねばならないものである。要するに、公債は收入にあらざりて國の債務であると言ふを至當とする。唯茲に注意すべきは、國の債務は總て國債として論じ得べきかと言ふ問題である。國が品物を買ふて代金支拂の債務を負ふが如きは、之を公債なりと言ふことができない。特別の起債行爲があつて夫れに基いて國が負ふ所の債務に限るのである。茲に言ふ特別の起債行爲といふのは、收支の適合を目的として金錢の消費貸借を契約する場合であつて、或は特別の法律に依つて現金の支拂に換へ公債を交付することもあり、或は又郵便貯金の如き消費寄託に依る債務も亦公債であると言ひ得る。

國の債務は總て公債にあらざり

第三章 公債と私債

強制履行の差異

公債は國家の借金に相違ないし、地方公共團體の借金も亦公債である。然らば如何なる點に於て私人間の債務と異なるか。先づ法律的に言へば、私人間の債務は法律の力に依つて之を強制して履行を爲さしむる途があるが、政府の公債はそれができない。政府が公債を拂はぬからと云つて履行の強制即ち法律的に制裁する途はない。勿論何等の制裁がないかと言へば、それは政府が公債債務を履行しないと云ふことになれば、全く其信用を失つて、其國に對して金を貸す者がないと云ふことに歸する。

又之を具體的に言へば、個人の債務關係に在つては個人の財産が其信用基礎であるが、國家に在つては國有財産が信用基礎ではなく、國家の歳入狀態、其國の經濟狀態が國家の信用基礎である。換言すれば國が餘計に借金

信用基礎の差異

をして居るか、又は假令借金があつても其國の歳入状態が良好であるか否や、國民經濟の進歩發達の年々著しいものがあるかどうかが綜合されて、國家の信用基礎になるのである。従て又個人間の信用は國家程ないのであるから金を借りても利息が高い。反之、公債の利息は低廉であるといふことが其主なる差異である。

第四章 公債と他の財源との利害比較

非常準備金

公債といふものは先づ非常事變の際に如何なる關係を有つてあらうか。財政學者の中には日本の如き國に在つても矢張り非常準備金を置く必要ありと云ふことを唱へる論者もある。嘗て日清戰爭で支那から償金を得た時に、其償金の中五千萬圓を以て三つの基金を造つた、即ち教育基金、軍艦水雷艇補充基金、災害準備基金が是れである。當時の考へは即ち非常準備金であつて、戰爭の初めに使ふと云ふ考へで造つたものである。非常準備金で最も有名なのは獨逸で、一八七〇年の普佛戰爭の結果獨逸が佛蘭西に勝つて五十億法の償金を取つた。當時日本の金に換算すれば六千萬圓で

あつたが、此一億二千萬馬克を普魯西が非常準備金として現金で蓄へて先年の歐洲戦争まで持つて居つたのである。而も尙戦争の始まる前年度に於て同じく一億二千萬馬克と云ふものを非常準備金として蓄へたのであつた。唯、之は稍、不詳の點もあるが、獨逸は戦争の始まる二三年前から頻りに財政動員と云ふことを研究して居つた。若し戦争が始まつたならば、財政上如何なる手段を講ずるかと云ふ意味で、軍隊の動員と同じやうに財政上の動員を研究して居つたのである。而して戦争が始まると直ちに此非常準備金をば獨逸の帝國銀行に預金し之を引出して動員の費用に充てたと云ふことである。一體、戦争が始まると最初に現金が要る、動員を完備するまでに、尙進んで更に軍隊を必要なる地點に早く出動せしむると云ふことに多くの現金が要るのである。獨逸は戦争が始まつたならば、軍隊を直ちに佛蘭西の國境に出動せしむると云ふ考へを以前から持つて居た。獨逸の財政學者は此非常準備金を辯護して、獨逸の如き國の地勢では已むを

得ない、四面環海の國と違つて陸接の大國を控へて居る。若し戦争を始めたならば、其場合に國境に先づ軍隊を出動せしむるには常に非常準備金が必要ならぬ。反對論者から云へば、元來軍隊を不斷蓄へて置くのも不經濟といふことになるが、軍隊を常に整へて置くのは戦争の時に先づ最初の役に立てる爲である。それと同様であつて、動員をして第一線に軍隊を進める爲に要る現金は、此非常準備金を以てしなければならぬと云ふことを唱へて居つた。果して獨逸は之を行つたのである。仍で日本でも矢張り之に鑑み非常準備金を置いたら宜からうと云ふ論もあるのである。乍併、之は思はざるの甚しきものである。成程日本は外國の金融市場を離れて孤立の姿を爲して居る國であるから、萬一を慮つて非常準備金を置くことは頗る適切のやうであるが、それでなくてさへ元來日本は戦を好む軍國主義國であると誤解されて居る。自からは尙武の國と言つて居るが、外國からは好戰國だと言はれて居るのである。西伯利へ出兵すれば直ちに西

伯利に野心があるのだらうと云ふ、世界各國共に日本は極めて危険な國だと看做して居る所へ、非常準備金を蓄へたと聞かば、其れは純然たるミリタリズムの國になつて了ふ。戦争には現金が要るけれども、之が調達には外に數多の方法がある。即ち日本銀行から一時借入金をして宜い。又緊急財政處分も直ちに爲し能ふのである。されば、非常準備金を不斷に設け置く必要はないのである。

動員の費用は政府が國庫の現金を以て間に合せることも能きだが、其以後に於てはどうするのであるか。一日に數百萬圓乃至數千萬圓の金が必要、斯かるとき其戦費を賄ふものは一に公債に依るの外はない。而して公債を募れば其利子を拂つて行かなければならぬ。一方に於ては關稅收入其他の收入が戦争の爲に入つて來ない又は大に減收すると云ふこともあるから、租稅の如き經常財源を別に見出して公債の利息は勿論、戦争の爲に入つて來ない所の租稅收入其他の收入を補ふことにせねばならぬ、即ち消

公債と租稅

極的戦費とでも云ふべきものの爲に新たに租稅を起し、或は租稅を増徴する。即ち租稅と公債とを併用して行かなければならぬ。併用の方法に於ては、英吉利では公債も亦非常に多いのであるが、從來租稅に頼ることが更に多い。クリミア戦争の時にも戦費全額の半分は租稅に依り、南阿戦争の時も亦増稅して租稅の力を以て戦つた。今次の戦争に在つても他の國と餘程違つて居る點は、例へば戦時利得稅の如きものを最も重く課したことである。初めは戦時利得の六割を徵收し、それから更に八割を取つたのである。尙戦争が続けば戦時利得の九割を取る所であつた。日本の戦時利得稅に付ては當時盛んに反對があつて、愈々遲滞になつてから法律を作り、幾ら取つたかと云ふと法人に戦時所得の二割、個人は其一割五分である、之でも此案の通過は容易の業ではなかつた。元來、英吉利と日本とは戦争に對する立場が大分違つて居るのであるが、兎に角英吉利人は、戦争の費用は後世子孫に遺す借金でやらざるを得ない場合は已むを得ないが、成るべく